

平成 30 年度 内閣官房委託調査

アジア近隣諸国をはじめとする世界各国の IR における経営戦略等  
及び再投資に関する事例調査  
報告書

平成 31 年 2 月

みずほ総合研究所株式会社

本報告書の内容は、すべて調査実施者の見解であり、  
内閣官房の公式見解を示すものではありません

# 目次

用語定義 .....	1
報告書要旨.....	3
1. 調査の概要.....	5
1-1 本調査の目的.....	5
1-2 調査対象国・地域及び調査対象先 .....	5
2. 各国 IR マーケットの概況と IR の事例 .....	6
2-1 シンガポール .....	6
2-1-1 シンガポール IR の概要 .....	6
2-1-2 IR 事業者概要 .....	7
2-1-3 規制機関等 .....	12
2-2 マカオ .....	13
2-2-1 マカオ IR の概要 .....	13
2-2-2 IR 事業者概要 .....	16
2-2-3 規制機関等 .....	30
2-3 アメリカ合衆国ネバダ州（米国 NV 州） .....	31
2-3-1 米国 NV 州 IR の概要.....	31
2-3-2 IR 事業者概要 .....	34
2-3-3 NV 州におけるゲーミング規制法の概要 .....	48
2-3-4 米国 NV 州・ラスベガスとしての戦略 .....	48
2-4 アメリカ合衆国マサチューセッツ州（米国 MA 州） .....	49
2-4-1 米国 MA 州 IR の概要 .....	49
2-4-2 IR 事業者概要 .....	53
2-4-3 米国 MA 州における免許審査のプロセス .....	60
2-4-4 米国 MA 州を取り巻く環境と今後の方向性の予測.....	62
2-5 フィリピン.....	63
2-5-1 フィリピン IR の概要.....	63
2-5-2 IR 事業者概要 .....	65
2-5-3 フィリピンにおける免許取得条件.....	73
2-5-4 PAGCOR の概要 .....	75
2-6 韓国.....	77
2-6-1 韓国 IR の概要 .....	77
2-6-2 IR 事業者概要 .....	79
2-6-3 韓国の規制機関等.....	83
2-7 フランス.....	84

2-7-1 フランス IR の概要 .....	84
2-7-2 IR 事業者概要 .....	84
2-7-3 フランス IR の租税 .....	86
2-8 オーストラリア.....	87
2-8-1 オーストラリア IR の概要 .....	87
2-8-2 IR 事業者概要 .....	87
2-8-3 オーストラリアの規制当局等.....	89
2-9 オーストリア.....	90
2-9-1 オーストリアカジノの概要.....	90
2-9-2 IR 事業者概要 .....	90
2-9-3 オーストリアのカジノ規制機関等 .....	92
3. 世界各国の IR における再投資に関する事例 .....	93
3-1 世界各国の IR 事業者による再投資の比較検証.....	93
3-2 シンガポールにおける再投資の事例 .....	95
3-3 マカオにおける再投資の事例 .....	96
3-4 アメリカ合衆国ネバダ州（米国 NV 州）における再投資の事例.....	97
3-5 アメリカ合衆国マサチューセッツ州（米国 MA 州）における再投資の事例.....	97
3-6 その他地域における再投資の事例.....	98
4. 世界各国の IR における地域貢献に関する事例.....	99
4-1 世界各国の IR 事業者による地域貢献の比較検証.....	99
4-2 シンガポール .....	100
4-3 マカオ .....	101
4-4 アメリカ合衆国ネバダ州（米国 NV 州） .....	102
4-5 アメリカ合衆国マサチューセッツ州（米国 MA 州） .....	102
4-6 その他地域 .....	105
5. 参考資料 .....	106
5-1 シンガポール .....	106
5-2 マカオ .....	108
5-3 アメリカ合衆国ネバダ州（米国 NV 州） .....	110
5-4 アメリカ合衆国マサチューセッツ州（米国 MA 州） .....	110
5-5 フィリピン.....	112
6. 目録（引用した文献、法令等） .....	115

## **用語定義**

- ・IR : Integrated Resort の略で、一般的には「統合型リゾート」と呼称される。平成 30 年度の第 196 回国会（常会）において成立した「特定複合観光施設区域整備法」（以下「IR 整備法」という。）においては、カジノ施設及び国際会議場施設、展示等施設、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による我が国の観光の魅力増進施設、送客施設、宿泊施設から構成される一群の施設（その他の観光旅客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、民間事業者により一体として設置・運営される施設として定義されている。なお、海外の国や地域ごとに、IR の概念・定義が必ずしも定められていないところもある。
- ・ゲーミング : カジノ施設で行われるギャンブルを指す。
- ・非ゲーミング : カジノ等のゲーミング要素のないものを指し、具体的には、ホテル、国際会議場・展示場、飲食店、エンターテインメント施設等で行われる事業を指す。
- ・GGR : Gross Gaming Revenue の略で、本報告書では、IR 整備法に準拠し、「顧客から交付等を受けたチップの価額の総額」から「顧客に対して交付等をしたチップの価額の総額」を減じて得た額、及び「顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額」の合計額を指すが、各国・地域の制度により、IR 整備法における定義と異なる場合がある。
- ・再投資 : カジノ収益を活用して行われるカジノ施設を含む IR への更なる投資のことを指し、CAPEX のみならず、集客イベント等のコンテンツへの投資を含む。IR 整備法第 15 条第 3 項においては、IR 事業者は、カジノ事業の収益を IR の整備その他 IR 事業等の事業内容の向上等に充てるよう努めなければならない旨規定されており、本報告書においてはこれを再投資と呼ぶこととする。

なお、現地通貨に併記した日本円は、2019年1月末時点のレートを参考に、以下のレートで換算したものである。

現地通貨	日本円
1 米ドル	110 円
1 ユーロ	125 円
1 香港ドル	14 円
1 シンガポール(SG)ドル	80 円
1 フィリピンペソ	2 円
1 豪ドル	80 円
1 韓国ウォン	0.1 円
1 (マカオ) パタカ	14 円

2019年1月31日公示相場（みずほ銀行ホームページ:

<https://www.mizuhobank.co.jp/market/historical.html>）に基づき上記レートを設定

## 報告書要旨

本調査は今後日本に整備される IR が、アジア近隣諸国をはじめとする世界各国の IR との間で、差別化・競争優位性を確保すること等を通して、その経済的社会的効果を最大限に発揮できるような制度づくりの参考とするため実施したものであり、3部構成となっている。

第一に世界各国の IR における経営戦略（ターゲット地域・顧客層、提供サービス等）と IR の構成・機能・コンテンツ等の現況調査、第二に開業後の再投資の実態と、政府が IR 事業者に対して制度的に再投資を求めている場合の規定等に関する調査、第三に IR の立地地域への貢献の対象や規模等の実態と、政府が IR 事業者に対して立地地域への貢献を制度的に求めている場合の規定等に関する調査という構成である。

### 1. 世界各国の IR に関する経営戦略について

シンガポールではマリナベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの2か所のみがカジノ免許の交付を受けて、2010年に開業した。シンガポールでは、観光政策や MICE の振興から政府主導で IR の導入を決定しており、両施設とも国内外の観光客を取り込めるよう、カジノのみならず、ホテル、国際会議場・展示場、多様な集客施設（ショッピングモール、バラエティに富んだ飲食施設、博物館等）から構成されており、世界中から多くの観光客が訪れている。

一方、マカオでは中国国内で唯一、ゲーミング施設の運営が認められており、現在、6つの IR 事業者（うちコンセッション事業者3、サブコンセッション事業者3）に対して免許が付与され、2018年時点で41施設が運営されている。特に、コタイ地区では大規模な IR の整備が進められており、大規模なコンベンション施設を有する施設も整備されている。マカオ政府は観光産業の多様化を推進していることから、ゲーミングに加えてエンターテイメントやレジャー等の非ゲーミング部門においても観光地として地名度を向上していく戦略を描いており、各 IR 事業者も政府戦略に沿うように非ゲーミング部門の充実を進めている。

米国、特にネバダ州ラスベガスでは、多様なエンターテイメントが提供されるとともに、1990年代から Las Vegas Sands が MICE 施設をカジノホテルに併設させることによるビジネス客をターゲットとする新たな戦略を展開、MGM Resorts International (MGM) など他社オペレーターも追って施設を拡張し、ラスベガスは MICE の一大拠点としても発展している。このような背景から、ゲーミングに比する非ゲーミングの収益率が他の国・地域と比較して高い。米国においては、ラスベガス以外の地域においてもゲーミングを合法化する動きが見られており、例えば米国マサチューセッツ州では2011年に拡大ゲーミング法 (Expanded Gaming Act) が成立し、2018年に同州西部に1つ目の IR が開業し、2019年には2つ目の IR がボストン郊外に開業する予定となっている等の動きがある。

これらの国・地域以外では、フィリピンで IR がここ数年の間に3か所以上オープンしており、海外からの観光客誘致に貢献することが期待されている。韓国では外国籍の者のみ入場を認められるゲーミング施設（16施設）と韓国人の入場も認められるゲーミング施設（1施設）に区分されている。これらの施設においては、ゲーミングのみならず、ショッピングやレストラン等、滞在客が様々な楽しみ方をできるような施設も併設されている。オーストラリアでは全ての州にゲーミング施設があり、スロットマシンはカジノ施設以

外にも設置が許可されており、また、シドニーやメルボルンなどの大都市には MICE 施設を併設した IR が運営されている。欧州ではフランス、オーストリア等にリゾートホテルと、滞在客が楽しめるコンテンツとしてのスロットマシンやルーレット等のゲーミング施設から構成される IR が相応数ある。

## 2. IR 開業後の再投資について

本調査の対象とした国・地域のうちシンガポール、マカオ、米国マサチューセッツ州、フィリピンにおいては再投資を義務付ける制度が定められており、カジノ免許申請時に再投資に関する計画の提出が求められることや、目標額と達成期間について政府と交渉して設定し、規制当局が実施する定期的な事業評価のひとつとして再投資計画の履行状況の審査を受けることがある。本調査のシンガポールやマカオでの IR 事業者へのヒアリングでは、宿泊施設等への来訪者数は開業前の予測を上回ることから、ホテル客室の損耗に対する高頻度の修繕等の対応により、当初計画の目標額を上回る再投資が実施されている実態が伺えた。一方、米国マサチューセッツ州では、GGR の年 3.5% 以上を再投資する義務付けがあるが、最初の施設が 2018 年に開業してからまだ間もないこともあり、制度運用を巡り調整が進められている。

ラスベガスがある米国ネバダ州では、カジノ免許の付与・更新時に、再投資に関する計画の提出は求められないが、ラスベガス・ストリップ沿いに各 IR 事業者の施設が立地しており、自社施設の競争優位性を保つために IR の修繕だけでなく増改築が行われている。

また本調査の対象とした韓国、フランス、オーストラリアを本拠地とする IR 事業者にはヒアリングを行ったところ、上記 3 カ国とその州では再投資に関する規制は特にないため、再投資計画を事前に規制当局へ提出することはなく、再投資の実績について評価・審査も受けないという回答を得た。

## 3. IR 整備地周辺への地域貢献について

シンガポール、マカオ、米国マサチューセッツ州、フィリピン、オーストラリアの一部の州等では IR 事業利益の一部を社会貢献事業へ再分配するよう法令で定められている。

米国マサチューセッツ州では立地自治体並びに近隣自治体への地域貢献の協定締結が義務付けられており、また同州政府へのカジノ税の全額が社会貢献事業等の基金に積立てられる。シンガポールではカジノ入場料の全額が社会貢献活動に充てられており、マカオやフィリピンでは GGR の一部の都市整備基金等への資金拠出が法令で定められている。なお、地域貢献の実施内容について、米国マサチューセッツ州やフランスのように、自治体と IR 事業者が協議を行っている例も見られた。

また、上記の国・地域に加え、本調査の対象とした米国ネバダ州等において、IR 事業者は、法律や政府との協議により義務付けられている一定の地域貢献以外に、IR が立地されているコミュニティとの良好な関係構築等を目的として、自主的に地域貢献に取り組んでいる例が広く見られ、特に CSR の一環として従業員への福利厚生充実、地球環境問題への取り組み、チャリティイベントやボランティア活動への参加など様々な活動を手掛けている。

## 1. 調査の概要

### 1-1 本調査の目的

本調査の目的は以下の通りである。

1. 今後日本に整備される IR が、訪日外国人誘客のライバルとなるアジア近隣諸国（マカオ、シンガポール、フィリピン、韓国）をはじめとする世界各国の IR との間で、差別化・競争優位性を確保すること等を通して、その経済的社会的効果を最大限に発揮できるような制度づくりの参考とするため、アジア近隣諸国及びその他の世界各国の IR における経営戦略（ターゲット地域・顧客層、提供サービス等）をはじめ、当該経営戦略を踏まえた IR の構成、機能・コンテンツ等の現況についての調査を行うこと。
2. 今後日本に整備される IR における再投資の在り方を検討するため、世界各国の IR における開業後の再投資の対象や規模等の実態について調査するとともに、政府が IR 事業者に対して投資の水準を制度的に求めている場合について、当該制度の詳細な内容や考え方等について調査を行うこと。

### 1-2 調査対象国・地域及び調査対象先

本調査の目的達成の観点から、以下の国・地域における規制当局や IR 事業者等を対象に調査を実施した。

図表 1-1 本調査の対象国・地域一覧

■ アジア・オセアニア
シンガポール、マカオ、フィリピン、韓国、オーストラリア
■ 米国
ネバダ州、マサチューセッツ州
■ ヨーロッパ
フランス、オーストリア

## 2. 各国 IR マーケットの概況と IR の事例

### 2-1 シンガポール

#### 2-1-1 シンガポール IR の概要<sup>1</sup>

シンガポールは限られた国土の中でマーライオンやナイトサファリといった観光資源を開発、また地理的条件を生かした MICE の振興に注力してきた。

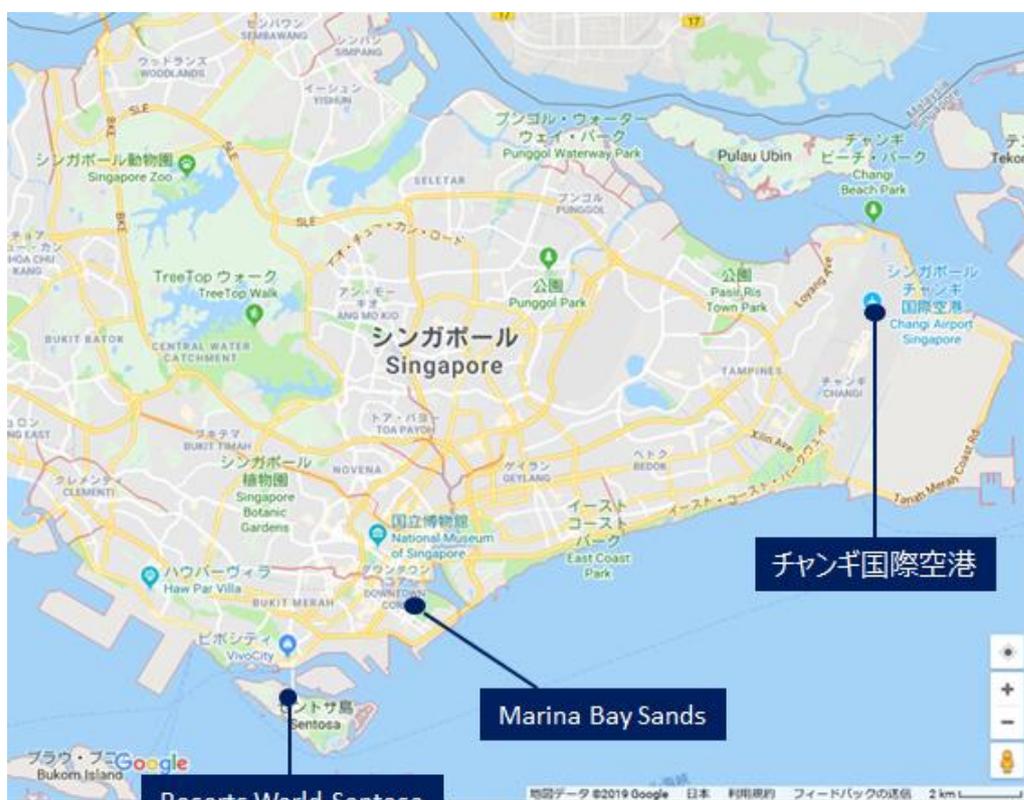
2000 年頃から近隣アジア諸国の観光産業が発展してきたことにより危機意識を強めたシンガポール政府は国民の抵抗感が強かったカジノについて検討を進め、IR という形での導入を決定した。

シンガポールの IR は政府主導で導入が進められた産業であり、IR はマリーナベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの 2 か所のみである。

図表 2-1 シンガポールの IR<sup>23</sup>

No.	施設名	立地	IR 事業者	開業年
1	Marina Bay Sands	マリーナベイ	Las Vegas Sands	2010.4
2	Resorts World Sentosa	セントーサ島	Genting Singapore	2010.2

図表 2-2 シンガポールの IR の立地



Googleマップより作成

<sup>1</sup> CLAIR Report No.417 自治体国際化協会 より

<sup>2</sup> ラスベガス・サンズ社 Annual Report より

<sup>3</sup> ゲンティン・シンガポール社 Annual Report より

## 2-1-2 IR 事業者概要

### (1) Marina Bay Sands Pte. Ltd.<sup>4</sup> (マリーナベイ・サンズ社)

#### ① IR 事業者の概要

マリーナベイ・サンズ社はラスベガス・サンズ社の関連会社である。ラスベガス・サンズ社は、米国に本拠地を有する IR 事業者である。シンガポールにおいては、2005 年に現地法人であるマリーナベイ・サンズ社を設立し、2010 年 4 月 26 日に免許の交付を受けて、Marina Bay Sands (マリーナベイ・サンズ) を運営している。

#### ② 運営施設の概要

同社はシンガポールにおいてマリーナベイ・サンズ (詳細は図表 2-3 を参照) のみ運営している。

図表 2-3 マリーナベイ・サンズの概要

名称	Marina Bay Sands (マリーナベイ・サンズ)
特徴	チャンギ国際空港より車で約 20 分の距離に立地し、MICE のビジネス層をターゲットとしている。
地区	マリーナベイ地区
開業年	2010 年 4 月 27 日
初期投資額 (土地取得額を除く)	56 億米ドル (6,160 億円)
規模	敷地面積 : 155,000 m <sup>2</sup> 延床面積 : 581,400 m <sup>2</sup> カジノ面積 : 15,000 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : 55 階建て、2,561 室、150m プール、レストラン、ナイトライフスポット ショッピングモール : リテール約 200 店、レストラン約 60 店 その他 : コンベンションセンター、美術・科学博物館、劇場等

<sup>4</sup> ラスベガス・サンズ社 HP、ラスベガス・サンズ社 Annual Report より

外観



写真提供：マリーナベイ・サンズ社

施設内部



写真提供：マリーナベイ・サンズ社

ラスベガス・サンズ社 HP、ラスベガス・サンズ社 Annual Report、マリーナベイ・サンズ社提供データより作成

### ③ 収入状況

カジノ収益の占める割合は、過去3年間で75%～80%の水準となっている。

図表 2-4 マリーナベイ・サンズの収入推移

単位：百万米ドル

	2015	2016	2017
カジノ	2,315 (約 2,550 億円)	2,164 (約 2,380 億円)	2,521 (約 2,770 億円)
ホテル	359 (約 395 億円)	376 (約 414 億円)	358 (約 394 億円)
ショッピングモール	163 (約 179 億円)	166 (約 183 億円)	167 (約 184 億円)
その他	115 (約 127 億円)	93 (約 102 億円)	108 (約 119 億円)
合計	2,952 (約 3,250 億円)	2,799 (約 3,079 億円)	3,154 (約 3,470 億円)
カジノ収益の占める割合	78.4%	77.3%	79.9%

ラスベガス・サンズ社 HP、ラスベガス・サンズ社 Annual Report より作成

カジノ収益の占める割合：本報告書において、「カジノ収益の占める割合」は、各社の Annual Report の数値を基に以下の計算式にて算出している。

$$\text{カジノ収益の占める割合 (\%)} = \frac{\text{カジノ収益 (ネット)}}{\text{全体収益 (ネット)}} \times 100$$

カジノ収益 (ネット)：Annual report に記載されている、カジノ収益あるいはゲーミング収益のネット表記のものをカジノ収益 (ネット) としている。ただしカジノ収益からプロモーション費用等を差し引いたものとしている場合もある。

全体収益 (ネット)：Annual report に記載されている、カジノ、ホテル、レストラン、ショッピングモールなど IR に係るすべての収益のネット表記のものを全体収益 (ネット) としている。

なお、Annual Report の数値からカジノ収益 (ネット) が認識できなかった場合は、グロス収益で計算している。

(以下の図表においても同じ)

## (2) Genting Singapore PLC<sup>5</sup> (ゲンティン・シンガポール社)

### ① IR 事業者の概要

マレーシアにおいて、ホテルやレジャー施設等の運営を行っているゲンティン・グループに属する。ゲンティン・シンガポール社は1984年に設立され、2010年2月6日に免許の交付を受けて、Resorts World Sentosa (リゾート・ワールド・セントーサ) を運営している。

### ② 運営施設の概要

同社はシンガポールにおいてリゾート・ワールド・セントーサ (詳細は図表 2-5 を参照) のみ運営している。

図表 2-5 リゾート・ワールド・セントーサの概要

名称	Resorts World Sentosa (リゾート・ワールド・セントーサ)
特徴	シンガポール中心部から車で約 15 分の距離に位置するセントーサ島にあり、家族連れをターゲットとしている。
地区	セントーサ島
開業年	2010 年 2 月 (第一期開業) 2012 年 12 月 (全館開業)
初期投資額 (土地取得額を除く)	7,000 億円
規模	敷地面積 : 490,000 m <sup>2</sup> 延床面積 : 343,000 m <sup>2</sup> カジノ面積 : 15,000 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : 6 つのホテルと 2 つのスイートルーム専用ホテルがあり、総客室数 1,600 室 カジノ : 500 テーブルゲーム、2,500 台のスロットマシン その他 : ユニバーサル・スタジオ、海洋水族館、水のテーマパーク、会議場、レストラン等
年間来場者数	約 2,100 万人 (2018 年)

<sup>5</sup> ゲンティン・シンガポール社 HP、ゲンティン・シンガポール社 Annual Report より



ゲンティン・シンガポール社 HP、ゲンティン・シンガポール社 Annual Report、ゲンティン・シンガポール社提供データより作成

③ 収入状況

カジノ収益の占める割合は、過去 3 年間で 70%～75%の水準となっている。

図表 2-6 ゲンティン・シンガポール社の収入推移

単位：百万 SG ドル

	2015	2016	2017
ゲーミング	1,749 (約 1,400 億円)	1,588 (約 1,270 億円)	1,746 (約 1,400 億円)
その他	652 (約 522 億円)	640 (約 512 億円)	646 (約 517 億円)
合計(External revenue)	2,401 (約 1,921 億円)	2,228 (約 1,782 億円)	2,393 (約 1,914 億円)
カジノ収益の占める割合	72.8%	71.3%	73.0%

ゲンティン・シンガポール社 HP、ゲンティン・シンガポール社 Annual Report より作成

### 2-1-3 規制機関等<sup>6</sup>

シンガポールにおいて、IRに係る規制等に携わる機関は以下の通りである。

- ・カジノ規制庁（CRA: Casino Regulatory Authority）  
内務省（Ministry of Home Affairs）管轄の法定機関であり、カジノに起因する犯罪や有害な影響を排除し、カジノの適正な運営の促進を目的とする。
- ・シンガポール警察・カジノ調査室（Casino Crime Investigation Branch）  
シンガポール警察の犯罪調査局・特別犯罪部（Criminal Investigation Department / Specialized Crime Division）に設置され、違法カジノの摘発を行う。
- ・ギャンブル問題国家評議会（National Council on Problem Gambling）  
17名の専門家（精神医学、心理学、社会福祉、カウンセリング、法律、リハビリ、宗教の各部門）により構成される評議会であり、ギャンブルに起因する問題に関する助言、カジノ施設の入場の排除・制限プログラムの実行、ギャンブル問題の調査、教育、情報提供等を行う。
- ・国家依存症管理サービス機構（National Addictions Management Service）  
ギャンブルの他、ドラッグ、アルコール、ゲームなどの依存症に関わる治療と支援を行う。
- ・内国歳入庁（Internal Revenue Authority）  
カジノに関わる税の徴収を行う。
- ・トータリゼータ庁（Totalisator Board）  
カジノ入場料の徴収を行う。トータリゼータとは競馬の賭け率計算システムのことであり、トータリゼータ庁では競馬や宝くじ、スポーツくじの運営を行っており、これらの収益は社会貢献活動に提供されている。

---

<sup>6</sup> CLAIR Report No.417 自治体国際化協会、Casino Regulatory Authority HP、シンガポール警察 HP、National Council on Problem Gambling HP、National Addictions Management Service HP、Internal revenue Authority HP、Totalisator Board HP

## 2-2 マカオ

### 2-2-1 マカオ IR の概要<sup>7</sup>

1847年にカジノを合法化したマカオでは、1962年からマカオ旅遊娛樂有限公司（Sociedade de Turismo e Diversões de Macau, 以下「STDM社」という。）が40年間カジノの経営権を独占していた。同社はカジノ事業だけでなく、空港、フェリーターミナル、病院や学校といったマカオの産業基盤、社会基盤の整備に貢献した。

マカオ政府は2001年カジノ市場の自由化を決定、カジノ免許の国際入札を実施した。その結果、6つのIR事業者（うちコンセッション事業者3、サブコンセッション事業者3）に免許が付与され、2018年時点で41のIRが運営されている。サブコンセッションとはコンセッションの又貸しである。

また、マカオ政府は観光産業の多様化を推進していることから、ゲーミングに加えてエンターテインメントやレジャー等の非ゲーミング部門においても観光地として地名度を向上していく戦略を描いており<sup>8</sup>、各IR事業者も政府戦略に沿うように非ゲーミング部門の充実を進めている。

図表 2-7 マカオの主な IR 一覧

No.	施設名	立地	IR 事業者	開業年
1	The Venetian Macau	コタイ地区	Sands China	2007.8
2	Sands Cotai Central	コタイ地区	Sands China	2012.4
3	Parisian Macao	コタイ地区	Sands China	2016.9
4	The Plaza Macao	コタイ地区	Sands China	2008.8
5	Sands Macau	マカオ地区	Sands China	2004.5
6	Grand Lisboa	マカオ地区	SJM	2007.2
7	Wynn Macau	マカオ地区	Wynn resorts Macau	2006.9
8	Wynn Palace	コタイ地区	Wynn resorts Macau	2016.8
9	MGM Macao	マカオ地区	MGM China	2007.12
10	MGM Cotai	コタイ地区	MGM China	2018.2
11	Galaxy Macau	コタイ地区	Galaxy	2011.5
12	Starworld Macau	マカオ地区	Galaxy	2006
13	Broadway Macau	コタイ地区	Galaxy	2015.5
14	City of Dreams	コタイ地区	Melco Resorts & Entertainment	2015.10
15	Altira	タイバ地区	Melco Resorts & Entertainment	2017.12
16	Studio City	コタイ地区	Melco Resorts & Entertainment	2015.10
17	Mocha Clubs	市内	Melco Resorts & Entertainment	多数

※各施設の No.は、次ページ以降の図中の数字と対応している。

※SJMはGrand Lisboaの他、市内で19軒のIRを運営している。

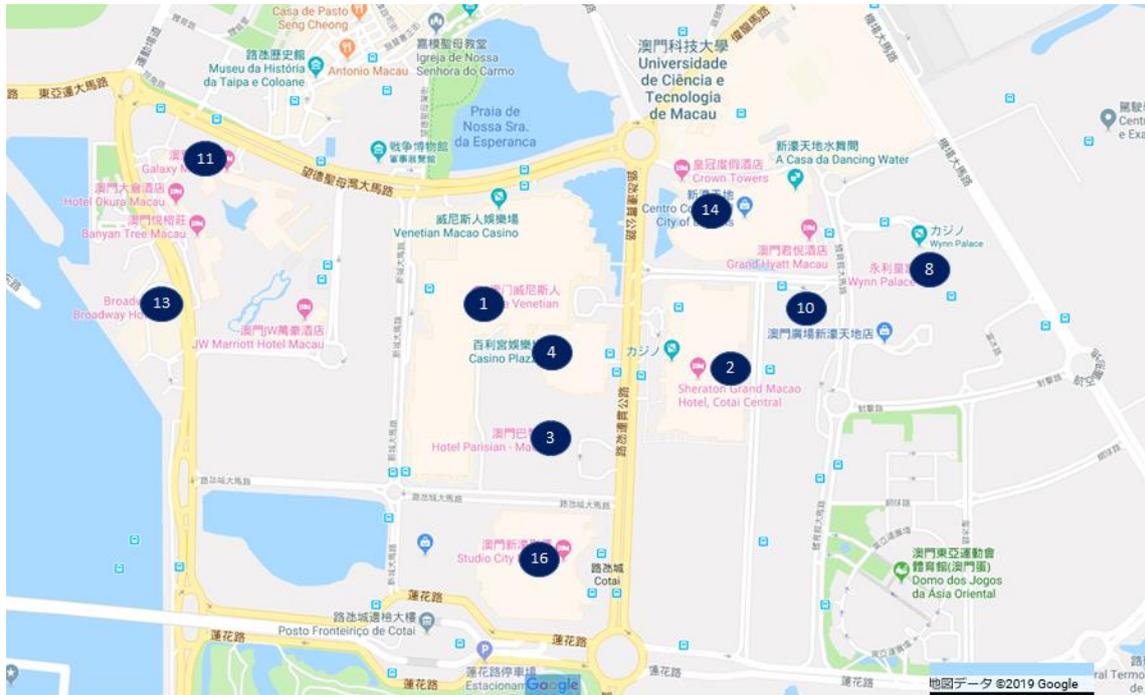
<sup>7</sup>「平成28年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託」（東京都）、「マカオカジノとSTDM」（日本国際情報学会誌10巻1号）より

<sup>8</sup> 澳門特別行政区政府旅游局「Macao Tourism Industry Development Master Plan Comprehensive Report」Page 8, September 2017

図表 2-8 マカオ特別行政区 地図



図表 2-9 コタイ地区の主なIR



Googleマップより作成

図表 2-10 マカオ地区の主なIR



Googleマップより作成

## 2-2-2 IR 事業者概要

### (1) Sands China Ltd.<sup>9</sup> (サンズ・チャイナ社)

#### ① IR 事業者の概要

サンズ・チャイナ社はラスベガス・サンズ社の関連会社であり、マカオにおける IR の運営事業者である。マカオ政府からのカジノ免許については、子会社である Venetian Macau Limited に発行されている。

#### ② 運営施設の概要

The Venetian Macao (ベネチアン・マカオ)、Sands Macao (サンズ・マカオ)、The Plaza Macao (プラザ・マカオ)、Sands Cotai Central (サンズ・コタイ・セントラル)、The Parisian Macao (パリジャン・マカオ) の 5 施設を所有。また、アジア最大のコンベンション&エキシビションホールの 1 つである Cotai Expo や、コタイアリーナ、複数のシアターを所有している。その他、850 以上の商業施設、13,000 室のホテル、約 150 の飲食施設を運営している。

図表 2-11 パリジャン・マカオの概要

名称	The Parisian Macao (パリジャン・マカオ)
特徴	コタイ地区の中心部に位置し、ベネチアン・マカオ (2007 年開業)、プラザ・マカオ (2008 年) と接続。フランスをテーマとしており、エッフェル塔のレプリカ (実際の半分のサイズ) を併設する。
地区	コタイ地区
開業年	2016 年
規模	カジノ面積 : 約 23,500 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : 2,800 室 カジノ : 395 テーブルゲーム、1,485 スロットマシン ショッピングモール : リテール 160 店、レストラン 19 店 その他 : コンベンションセンター、レストラン、エッフェル塔レプリカ等
外観	

サンズ・チャイナ社 Annual Report 2017 より作成 (図表 2-12 も同様)

<sup>9</sup> サンズ・チャイナ社 HP、Annual Report より

③ 収入状況

カジノ収益の占める割合は、過去 2 年間で 80%台後半の水準となっている。

図表 2-12 パリジャン・マカオの収入推移

単位：百万米ドル

	2016	2017
カジノ	359 (約 395 億円)	1,270 (約 1,397 億円)
カジノ (ネット)	353 (約 388 億円)	1,258 (1,384 億円)
ホテル	36 (約 40 億円)	131 (約 144 億円)
ショッピングモール	23 (約 25 億円)	66 (約 73 億円)
その他	▲5 (約▲6 億円)	▲38 (約▲42 億円)
合計	413 (約 454 億円)	1,429 (約 1,570 億円)
カジノ収益の占める割合	85.5%	88.0%

## (2) SJM Holdings Limited<sup>10</sup> (SJM 社)

### ① IR 事業者の概要

過去約 40 年間にわたりマカオにおけるカジノの経営権を独占してきた STDM 社の後継企業である。

### ② 運営施設の概要

マカオを象徴するグランド・リスボアやカジノ・リスボア等をはじめとして、マカオ地区を中心に 20 軒の IR と 3 軒のホテルを運営している。

図表 2-13 グランド・リスボアの概要

名称	Grand Lisboa (グランド・リスボア)
特徴	52 階建て、高さ 258 メートルで、マカオで最も高い建築物。外壁には 6 万個の LED がとりつけられている。
地区	マカオ地区
開業年	2008 年
施設構成	ホテル：431 室（うち 45 室がスイート） カジノ：147 ゲームテーブル、773 スロットマシン その他：レストラン、ショッピングモール等
外観	

SJM 社 Annual Report より作成

<sup>10</sup> SJM 社 Annual Report より

### (3) Wynn Macau, Limited.<sup>11</sup> (ウイン・マカオ社)

#### Wynn Resorts, Limited. (ウイン・リゾーツ社) の関連会社

##### ① IR 事業者の概要

ウイン・リゾーツ社は米国 NV 州ラスベガスを本拠地とする IR 事業者であり、マカオにおいては、約 72% の株式を保有しているウイン・マカオ社が IR の運営を行っている。

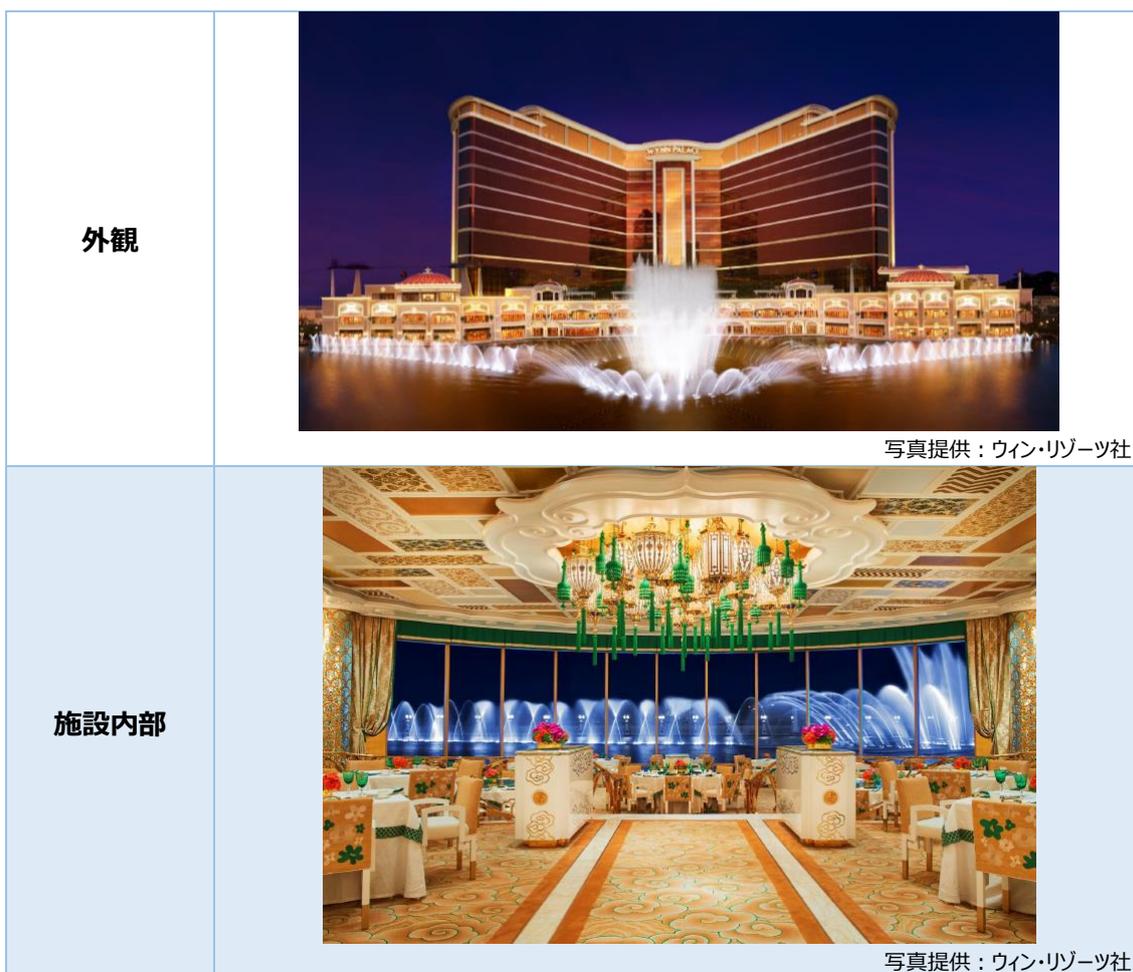
##### ② 運営施設の概要

マカオ地区において Wynn Macau (ウイン・マカオ) を、コタイ地区においては Wynn Palace (ウイン・パレス) を運営している。

図表 2-14 ウイン・パレスの概要

名称	Wynn Palace (ウイン・パレス)
特徴	スイートルームの割合を高く設計したホテル等、全体のコンセプトとしては富裕層をターゲットとしている。
地区	コタイ地区
開業年	2016 年 8 月 22 日
初期投資額 (土地取得額を除く)	42 億米ドル (4,620 億円)
規模	敷地面積 : 205,800 m <sup>2</sup> 延床面積 : 537,500 m <sup>2</sup> カジノ面積 : 39,391 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : 1,706 室 カジノ : 320 テーブルゲーム、1,041 スロットマシン ショッピングモール : 約 9,847 m <sup>2</sup> その他 : コンベンションセンター、プール、ゴンドラライド、アート展示等
年間来場者数	830 万人 (2018 年)

<sup>11</sup> ウイン・リゾーツ社 Annual Report より



ウイン・パレス HP、ウイン・リゾート社 Annual Report、ウイン・リゾート社提供データより作成

### ③ 収入状況

カジノ収益の占める割合は、90%前後の水準となっている。

図表 2-15 ウイン・パレスの収入推移

単位：百万米ドル

	2016	2017
<b>カジノ</b>	520 (約 572 億円)	1,965 (約 2,160 億円)
<b>ホテル</b>	55 (約 61 億円)	147 (約 162 億円)
<b>その他</b>	8 (約 9 億円)	27 (約 30 億円)
<b>合計</b>	583 (約 641 億円)	2,139 (約 2,350 億円)
<b>カジノ収益の占める割合</b>	89.2%	91.9%

ウイン・パレス HP、ウイン・リゾート社 Annual Report より作成

#### (4) MGM China Holdings Limited<sup>12</sup> (MGM チャイナ社)

##### MGM Resorts International (MGM リゾーツ・インターナショナル社)の関連会社

###### ① IR 事業者の概要

米国の MGM リゾーツ・インターナショナル社が株式の 56%を保有。SJM 社からサブコンセッションの付与を受けて、IR 事業を展開。マカオ地区において MGM マカオを、コタイ地区において MGM コタイを運営している。

###### ② 運営施設の概要

図表 2-16 MGM マカオの概要

名称	MGM Macau (MGM マカオ)
特徴	ガラス張りの特徴的な外観を持つ高級リゾート。ワン・センター・コンプレックス（ショッピングモールとマンダリンオリエンタルホテル）に接続している。
地区	コタイ地区
開業年	2007 年 12 月 18 日
初期投資額 (土地取得額を除く)	12.5 億米ドル (1,375 億円)
規模	敷地面積：40,000m <sup>2</sup> 延床面積：175,000m <sup>2</sup> カジノ面積：34,404 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル：35 階建て、468 スタンダードルーム、582 デラックスルーム、99 スイート、15 ヴィラ カジノ：342 ゲームテーブル、1,063 スロットマシン その他：コンベンションセンター、プール、レストラン等
年間来場者数	約 650 万人 (2018 年)

<sup>12</sup>MGM チャイナ社 HP、Annual Report、日本国際情報学会誌より

**外観**



写真提供：日本 MGM リゾート社

**施設内部**



写真提供：日本 MGM リゾート社

MGM チャイナ社 Annual Report、日本 MGM リゾート社提供データより作成

### ③ 収入状況

カジノ収益の占める割合は、約 98%と高水準である。

図表 2-17 MGM チャイナ社の収入推移

単位：千香港ドル

	2015	2016	2017
カジノ	16,841,551 (約 2,358 億円)	14,606,066 (約 2,045 億円)	15,053,622 (約 2,108 億円)
ホテル	71,242 (約 10 億円)	79,031 (約 11 億円)	75,222 (約 11 億円)
その他	257,660 (約 36 億円)	222,371 (約 31 億円)	227,162 (約 32 億円)
合計	17,170,453 (約 2,404 億円)	14,907,468 (約 2,087 億円)	15,356,006 (約 2,150 億円)
カジノ収益の占める割合	98.1%	98.0%	98.0%

MGM チャイナ社 Annual Report より作成

### ④ カジノ収益における顧客内訳

図表 2-18 MGM チャイナ社のカジノ収益における顧客内訳推移

単位：千香港ドル

	2015	2016	2017
VIP	7,575,873 (約 1,061 億円)	5,593,080 (約 783 億円)	5,443,148 (約 762 億円)
マス	7,644,619 (約 1,070 億円)	7,758,617 (約 1,086 億円)	8,213,333 (約 1,150 億円)
スロット	1,621,059 (約 227 億円)	1,254,369 (約 176 億円)	1,397,141 (約 196 億円)

VIP は、ジャンケットから紹介される VIP 顧客からの売上、マスとは、メインフロアのマス顧客からの売上、スロットはスロットマシンの売上を指す (MGM チャイナ社 Annual Report より)。

## (5) Galaxy Entertainment Group Limited<sup>13</sup>

### (ギャラクシー・エンターテインメント・グループ社)

#### ① IR 事業者の概要

香港に本社が所在する IR 事業者である。2015 年には、モナコのカジノ運営者である Société Anonyme des Bains de Mer et du Cercle des Étrangers à Monaco にも投資している。

#### ② 運営施設の概要

マカオ地区及びコタイ地区において、Galaxy Macau (ギャラクシー・マカオ) 他 6 つの IR を運営している。

図表 2-19 ギャラクシー・マカオの概要

名称	Galaxy Macau (ギャラクシー・マカオ)
特徴	タイプの異なる 5 つのホテルや幅広い飲食店等を併設し、多様な顧客をターゲットとしている。波のプールや人工河川も特徴である。
地区	コタイ地区
開業年	2011 年 5 月 15 日 (第 1 フェーズ) 2015 年 5 月 27 日 (第 2 フェーズ)
初期投資額 (土地取得額を除く)	55 億米ドル (6,050 億円)
規模	敷地面積 : 285,000m <sup>2</sup> 延床面積 : 1,000,000m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : リッツ・カールトン、バンヤン・ツリー、マリオット、ホテルオークラ、ギャラクシーホテル、全部合わせて 3600 の客室、スイート、ヴィラ その他 : カジノ、ショッピングモール、レストラン等
年間来場者数	2,000 万人 (2018 年)

<sup>13</sup> ギャラクシー・エンターテインメント・グループ社 HP、Annual Report より

外観



写真提供 : Galaxy Entertainment Japan

外観 2



写真提供 : Galaxy Entertainment Japan

Galaxy Entertainment Japan 提供データ、ギャラクシー・エンターテインメント・グループ社 HP、Annual Report より作成（図表 2-20 も同様）

③ 売上高等の推移（グループ全体）

カジノ収益の占める割合は、約 90%と高水準である。

図表 2-20 ギャラクシー・エンターテインメント社のマカオにおける収入推移

単位：百万香港ドル

	2015	2016	2017
ゲーミング	46,215 (約 6,470 億円)	47,332 (約 6,626 億円)	55,827 (約 7,816 億円)
ホテル	2,731 (約 382 億円)	3,228 (約 452 億円)	3,436 (約 481 億円)
その他	2,045 (約 286 億円)	2,267 (約 317 億円)	3,187 (約 446 億円)
合計	50,991 (約 7,139 億円)	52,826 (約 7,396 億円)	62,450 (約 8,743 億円)
カジノ収益の占める割合	90.6%	89.6%	89.4%

## (6) Melco Resorts & Entertainments Limited <sup>14</sup>

### (メルコリゾート&エンターテイメント社)

#### ① IR 事業者の概要

Melco International Development (メルコ・インターナショナル・ディベロップメント社) は 1910 年にエンターテイメント事業の会社として創業、1927 年、香港証券取引所に上場した。2004 年にオーストラリアの Crown Resorts (クラウン・リゾート) 社と提携、マカオにおける IR 開発事業に参入した。2017 年にはクラウン・リゾート社との提携を解消、Melco Resorts & Entertainment, Ltd. (メルコリゾート&エンターテイメント社) に社名変更を行った。

#### ② 運営施設の概要

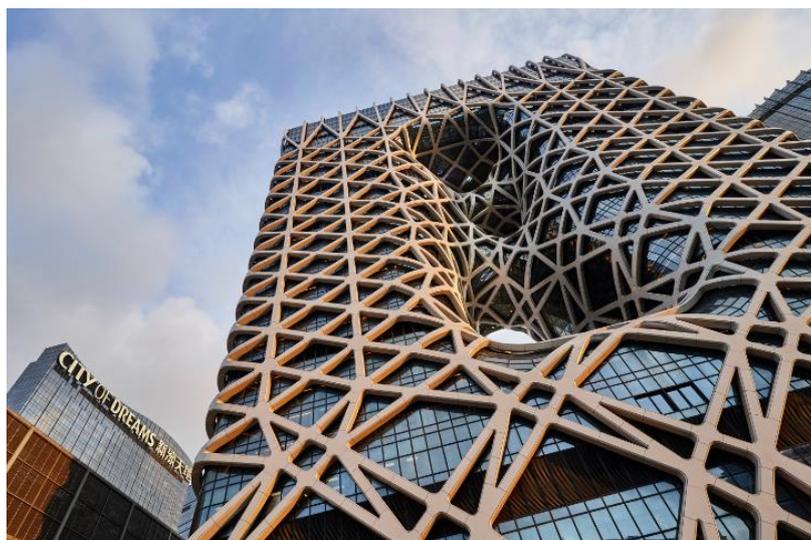
マカオでは City of Dreams (シティ・オブ・ドリームズ)、Studio City (スタジオ・シティ)、Artilla Macau (アルティラ・マカオ) の他、ゲーム機専門の Mocha Club (モカ・クラブ) を多数運営している。

図表 2-21 シティ・オブ・ドリームズの概要

名称	City of Dreams (シティ・オブ・ドリームズ)
特徴	2018 年 6 月に新たなシンボル Morpheus Hotel を開業した。 水を使ったショーや 3D 映像のエンターテイメント等を提供している。
地区	コタイ地区
開業年	2009 年 6 月 1 日
初期投資額 (土地取得額を除く)	24 億米ドル (2,640 億円)
規模	敷地面積 : 113,000 m <sup>2</sup> 延床面積 : 730,000m <sup>2</sup> カジノ面積 : 36,000m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : Nüwa ホテル 290 客室、Countdown ホテル 326 客室、Grand Hyatt 791 客室、Morpheus 772 客室(2018 年 6 月オープン)、スイート、ヴィラ カジノ : 477 ゲームテーブル、774 ゲームマシン その他 : ショッピングモール、コンベンションセンター、プール、レストラン等 (水を使ったショーや 3D 映像のエンターテイメント等を提供)

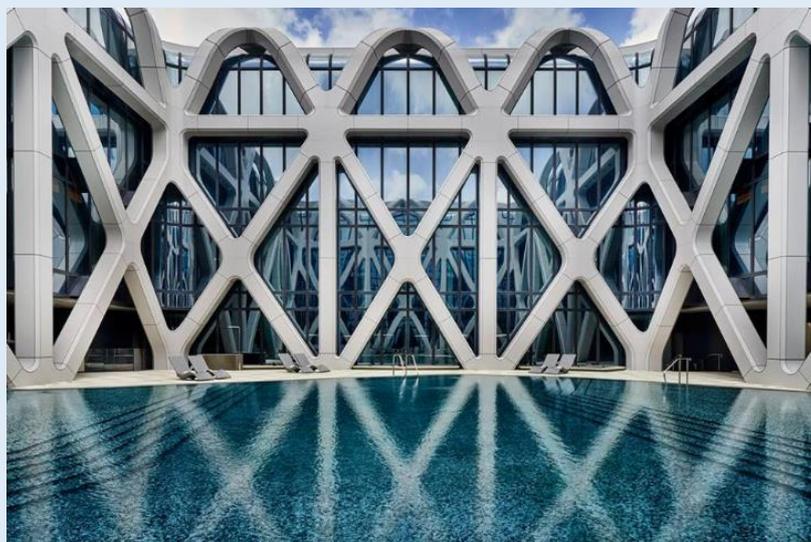
<sup>14</sup> Melco International Development, Ltd. 「Annual Report 2017」、メルコリゾート&エンターテイメント社 「Annual Report 2017」、カジノ IR ジャパンニュースサイト

**外観**



写真提供：メルコリゾート&エンターテイメントジャパン

**施設内部**



写真提供：メルコリゾート&エンターテイメントジャパン

メルコリゾート&エンターテイメント社「Annual Report 2017」、メルコリゾート&エンターテイメントジャパン社 提供データより作成

### ③ 売上高等の推移

図表 2-22 ムルコリゾート&エンターテイメント社運営施設の収入推移（ネット収益の推移） 単位：百万米ドル

	2015	2016	2017
City of Dreams	2,795 (約 3,070 億円)	2,591 (約 2,850 億円)	2,666 (約 2,930 億円)
Altira Macau	575 (約 633 億円)	439 (約 483 億円)	446 (約 491 億円)
Studio City	126 (約 139 億円)	838 (約 922 億円)	1,363 (約 1,500 億円)
Mocha Clubs	136 (約 150 億円)	120 (約 132 億円)	121 (約 133 億円)
合計	3,631 (約 3,990 億円)	3,989 (約 4,390 億円)	4,597 (約 5,060 億円)

ムルコリゾート&エンターテイメント社「Annual Report 2017」より作成

### 2-2-3 規制機関等<sup>15</sup>

マカオでは規制機関として博彩監察協調局(The Gaming Inspection and Coordination Bureau.以下「DICJ」という。)が設置されているが、これはマカオ特別行政区政府の一部局であり、独立的な地位を持った機関ではない。この機関はマカオにおけるカジノ規制、監視、認証、許諾、違法行為摘発、行政罰の賦課等広範囲の権限を保持する。

カジノ事業の枠組み、税制、免許、管理等はカジノ・ゲーミング管理法に基づき、マカオ特別行政区内における IR 事業の運営がされている。

DICJ は IR 事業者にコンセッションを付与する際、IR 事業者と契約を締結。IR 事業者は上述の法律を遵守することに加え、その契約に基づいてカジノを運営することになる。

---

<sup>15</sup>「平成 28 年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託」(東京都)、「マカオカジノと STDM」(日本国際情報学会誌 10 巻 1 号)より

## 2-3 アメリカ合衆国ネバダ州（米国 NV 州）

### 2-3-1 米国 NV 州 IR の概要<sup>16</sup>

1905 年、砂漠のオアシスであった米国 NV 州ラスベガスにユニオン・パシフィック鉄道が開通し、その翌年には宿泊施設とカジノが組み合わさったカジノホテルが誕生した。

カジノ間の競争の中、他社と差別化を図る手段として、他のエンターテインメントと融合した複合型カジノが誕生し、Caesars Entertainment の初の複合型カジノである Caesars Palace が成功すると、Wynn Resorts、Las Vegas Sands など他の大手オペレーターも次々と新機軸を開拓した。

1990 年代から Las Vegas Sands が MICE 施設をカジノホテルに併設させることによるビジネス客をターゲットとする新たな戦略を展開、MGM Resorts International (MGM) など他社オペレーターも追って施設を拡張し、ラスベガスは MICE の一大拠点としても発展している。現在、ラスベガス・ストリップ沿いに同地を本拠地とする大手 IR 事業者各社の施設が立ち並び、また周辺地域に中小規模のゲーミング施設がある。

---

<sup>16</sup> ) 大川潤、佐伯英隆「カジノの文化誌（中公選書）」中央公論新社、2011.11

図表 2-23 ラスベガス・ストリップ周辺にある主な IR 一覧

No.	施設名	IR 事業者	開業年
1	The Venetian Las Vegas	Las Vegas Sands	1999
2	The Palazzo	Las Vegas Sands	2007
3	Bellagio	MGM Resorts International	2000
4	MGM Grand Las Vegas	MGM Resorts International	1993
5	Mandalay Bay	MGM Resorts International	2005
6	The Mirage	MGM Resorts International	2000
7	Luxor	MGM Resorts International	2005
8	New York-New York	MGM Resorts International	1999
9	Excalibur	MGM Resorts International	2005
10	Monte Carlo	MGM Resorts International	2005
11	Circus Circus Las Vegas	MGM Resorts International	2005
12	Wynn Las Vegas	Wynn Resorts	2005
13	Encore at Wynn	Wynn Resorts	2008
14	Bally's Las Vegas	Caesars Entertainment	1973
15	The Cromwell	Caesars Entertainment	1979
16	Flamingo Las Vegas	Caesars Entertainment	1946
17	The LINQ Hotel & Casino	Caesars Entertainment	1979
18	Paris Las Vegas	Caesars Entertainment	1999
19	Planet Hollywood Resort & Casino	Caesars Entertainment	2000
20	Rio All-Suites Hotel & Casino	Caesars Entertainment	1990
21	Caesars Palace Las Vegas	Caesars Entertainment	1966
22	Harrah's Las Vegas	Caesars entertainment	1973

※各施設の No.は、次ページ以降の図中の数字と対応している。

図表 2-24 ラスベガス・ストリップ周辺にある主なカジノ施設



Google マップより作成

## 2-3-2 IR 事業者概要

### (1) Las Vegas Sands Corp.<sup>17</sup> (ラスベガス・サンズ社)

#### ① IR 事業者の概要

トレードショーの主催者、旅行業者として有名であったシェルドン・アデルソン（現ラスベガス・サンズ CEO）が1995年、カジノ産業に進出し、カジノとコンベンション等を組み合わせた統合型リゾートを展開した。コンベンション・ベース・マーケティング戦略を採用し、アジアにも積極的に進出している。

現在、ラスベガス、ペンシルバニア、マカオ、シンガポールでIRを運営している。

図表 2-25 ラスベガス・サンズ社が運営をする IR

単位：百万米ドル

国・地域	IR	2017年収益	2017年EBITDA
米国 NV州ラスベガス	ザ・ベネチアン、ザ・パラッツォ (サンズ・エキスポ含む)	1,618 (約 1,780 億円)	391 (約 430 億円)
米国 ペンシルバニア州	サンズ・ベツレヘム	579 (約 637 億円)	147 (約 162 億円)
マカオ	ベネチアン・マカオ等 5 軒 (詳細はマカオの章を参照)	7,786 (約 8,560 億円)	2,607 (約 2,870 億円)
シンガポール	マリーナベイ・サンズ (詳細はシンガポールの章を参照)	3,154 (約 3,470 億円)	1,755 (約 1,930 億円)

(ラスベガス・サンズ社 Annual report、ラスベガス・サンズ社ウェブサイトより作成)

<sup>17</sup> ラスベガス・サンズ社 HP, Annual Report より

② 運営施設の概要

図表 2-26 ラスベガス・サンズ社運営施設の概要

名称	The Venetian Las Vegas (ザ・ベネチアン)	The Palazzo (ザ・パラッツォ)
特徴	ザ・ベネチアンホテルはカジノの他に、水路を進むゴンドラやブランドショップ、有名シェフによるレストランを併設したテーマ型リゾートとなっている。	ザ・ベネチアンと同様に Sands Expo が一体となって IR を形成している。
地区	ラスベガス・ストリップ	ラスベガス・ストリップ
開業年	1999 年	2007 年
規模	カジノ面積：12 万 ft <sup>2</sup> (約 11,000 m <sup>2</sup> )	カジノ面積：10.5 万 ft <sup>2</sup> (約 9,800 m <sup>2</sup> )
施設構成	ホテル：4,028 スイート カジノ：115 テーブルゲーム、1,090 スロットマシン その他：コンベンションセンター、ショッピングモール、レストラン等	ホテル：3,064 スイート カジノ：130 テーブルゲーム、700 スロットマシン その他：コンベンションセンター、ショッピングモール、レストラン等
外観	 The Venetian ウェブサイトより	 The Venetian ウェブサイトより

ラスベガス・サンズ社 Annual report、ラスベガス・サンズ社ウェブサイトより作成（図表 2-27 も同様）

### ③ 収益状況

カジノ収益の占める割合は、30%前後の水準となっている。

図表 2-27 ラスベガス・サンズ社のラスベガスにおける運営施設の収入推移

単位：百万米ドル

	2015	2016	2017
カジノ	456 (約 502 億円)	439 (約 483 億円)	456 (約 502 億円)
ホテル	544 (約 598 億円)	587 (約 646 億円)	582 (約 640 億円)
その他	508 (約 559 億円)	511 (約 562 億円)	580 (約 638 億円)
合計	1,508 (約 1,660 億円)	1,537 (約 1,690 億円)	1,618 (約 1,780 億円)
カジノ収益の占める割合	30.2%	28.6%	28.2%

## (2) MGM Resorts International<sup>18</sup>

### (MGM リゾーツ・インターナショナル社)

#### ① IR 事業者の概要

1960年代、ラスベガス開発のパイオニアの一人であった実業家カーク・カーコリアンがラスベガスの土地を購入し、ホテル・カジノ業界に参入、数年後には映画スタジオであるメトロ・ゴールドウィン・メイヤー・スタジオの大株主となった。1966年、当時世界で最大といわれた MGM グランド・ホテルがオープンした。

1980年、MGM スタジオが別会社となり、元々のホテル・カジノ経営は MGM グランドが事業継承、ミラージュ・リゾーツ、マンダレイ・リゾート・グループの買収を経て、2010年、社名を現在の MGM リゾーツ・インターナショナルに変更している。ラスベガス最多のカジノホテル数を誇り、米国各地ほかマカオ等にも進出している。

図表 2-28 MGM リゾーツ・インターナショナル社の運営状況

単位：百万米ドル

国・地域	IR	2017年収益 (ネット)	2017年 EBITDA
米国 NV州ラスベガス	Bellagio, MGM Grand など 9のリゾートを運営	8,322	2,515
米国 その他の地域	デトロイト、ワシントン D.C. 近郊などに 5施設を運営	(約 9,154 億円)	(約 2,767 億円)
マカオ	MGM マカオ、MGM コタイの 2 施設を 運営。詳細はマカオパートに記載。	1,970 (約 2,167 億円)	525 (約 5,775 億円)

※2017年収益、2017年 EBITDA は米国での運営施設の総額。  
MGM リゾーツ・インターナショナル社 HP, Annual Report より作成 (図表 2-29、2-30 も同様)

<sup>18</sup> MGM リゾーツ・インターナショナル社 | HP, Annual Report より

## ② 運営施設の概要

MGM はラスベガスで 9 軒の IR を運営している。ベラージオ、MGM グランド・ラスベガス、マンダレイ・ベイ、ザ・ミラージュ、ルクソール、ニューヨーク・ニューヨーク、エクスカリバー、パーク MGM、サーカス・サーカスがある。

図表 2-29 ベラージオの概要

名称	Bellagio (ベラージオ)
特徴	複数ある MGM 運営の IR のなかでもラグジュアリーさを特徴にしており、噴水のショーが有名である。
地区	ラスベガス・ストリップ
開業年	1998 年 10 月 15 日開業 2000 年 (合併による獲得)
初期投資額 (土地取得額を除く)	16 億米ドル (1,760 億円)
規模	敷地面積 : 310,000m <sup>2</sup> 延床面積 : 450,000m <sup>2</sup> カジノ面積 : 154,812m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : 3,933 客室、512 スイート カジノ : 136 テーブルゲーム、1,710 ゲームマシン その他 : レストラン、プール、スパ、サーカス・シルクドソレイユ等のアトラクション等

外観



写真提供：日本 MGM リゾート社

施設内部



写真提供：日本 MGM リゾート社

日本 MGM リゾート社提供データより作成

### ③ 収益状況(米国内施設合計)

カジノ収益の占める割合は、40%～50%の水準となっている。

図表 2-30 MGM リゾート・インターナショナル社の米国内の施設における収入推移

単位：百万米ドル

	2015	2016	2017
カジノ	2,670 (約 2,937 億円)	3,054 (約 3,359 億円)	4,049 (約 4,454 億円)
ホテル	1,813 (約 1,994 億円)	1,965 (約 2,162 億円)	2,096 (約 2,306 億円)
その他	2,013 (約 2,214 億円)	2,036 (約 2,240 億円)	2,177 (約 2,395 億円)
合計	6,496 (約 7,146 億円)	7,055 (約 7,761 億円)	8,322 (約 9,154 億円)
カジノ収益の占める割合	41.1%	43.3%	48.7%

MGM リゾート・インターナショナル社 Annual Report より作成

### (3) Wynn Resorts, Ltd.<sup>19</sup>(ウイン・リゾート社)

#### ① IR 事業者の概要

2002 年、不動産実業家でミラージュ・リゾート（後に MGM へ売却）の代表兼 CEO でもあったステイブ・ウインがウイン・リゾート社を創業。ラグジュアリーな施設・サービスを特徴としており、本拠地の米国 NV 州ラスベガスに 2 軒の IR を運営している。2018 年、ウイン氏は CEO から退いている。

現在、ラスベガス、マカオに加え、ボストン郊外のエバレット市において IR 開発を進めている。

#### ② 運営施設の概要

ラスベガスにウイン・ラスベガスとアンコール・アット・ウイン・ラスベガスの 2 つの IR を経営している。

図表 2-31 ウイン・リゾート社運営施設の概要

名称	Wynn Las Vegas (ウイン・ラスベガス)	Encore at Wynn Las Vegas (アンコール・アット・ウイン・ラスベガス)
特徴	豪華な内装と 5 つ星クラス級のサービスが特徴。ウイン・ラスベガスは豪華な内装、隣接するアンコール・アット・ウイン・ラスベガスはヨーロッパ調の内装をしており、MICE 施設を共有している。	
地区	ラスベガス・ストリップ	
開業年	2005 年 4 月 28 日	2008 年
初期投資額 (土地取得額を除く)	230 億米ドル (2,530 億円)	
規模	敷地面積 : 223,265m <sup>2</sup> 延床面積 : 494,000m <sup>2</sup> カジノ面積 : 17,837m <sup>2</sup>	
施設概要	ホテル : 4,748 客室 カジノ : 243 テーブルゲーム、1,811 ゲームマシン その他 : レストラン、ゴンドラ等のアトラクション、スパ等	
年間来場者数	1,260 万人 (2018 年)	

<sup>19</sup> ウイン・リゾート社 HP, Annual Report より

外観



写真右前がウィン・ラスベガス、写真左後がアンコール・アット・ウィン・ラスベガス  
写真提供：ウィン・リゾート社

施設内部



写真提供：ウィン・リゾート社

ウィン・リゾート社提供データ、ウィン・リゾート社 HP, Annual Report より作成（図表 2-32 も同様）

### ③ 収益状況

カジノ収益の占める割合は、40%を下回る水準となっている。

図表 2-32 ウィン・リゾーツ社のラスベガスにおける収入推移

単位：百万米ドル

	2015	2016	2017
カジノ	619 (約 681 億円)	613 (約 674 億円)	623 (約 685 億円)
ホテル	413 (約 454 億円)	437 (約 481 億円)	456 (約 502 億円)
その他	581 (約 639 億円)	569 (約 626 億円)	602 (約 662 億円)
合計	1,613 (約 1,770 億円)	1,619 (約 1,780 億円)	1,681 (約 1,850 億円)
カジノ収益の占める割合	38.4%	37.9%	37.1%

#### (4) Caesars Entertainment Corporation<sup>20</sup>

##### (シーザーズ・エンターテイメント社)

###### ① IR 事業者の概要

1930 年代、実業家ウィリアム・ハラズが米国 NV 州内にビンゴホールを開設、ホテル・カジノ業界に参入し事業を拡大した。1980 年に大手ホテルチェーンのホリデーインによる買収を経て、1995 年にハラズ・エンターテイメントに改称、2003 年にヒルトン系列 Caesars Entertainment, Inc (シーザーズ・エンターテイメント Inc) を買収し、2010 年には Caesars Entertainment Corporation (シーザーズ・エンターテイメント社) に社名変更を行った。

ラスベガスにおいてシーザーズ・パレス、ハラズ、ベリーズ等の複数ブランドの IR を展開するほか、米国内各地および世界各地で事業展開を行い、アジア地域では 2021 年に韓国に新たな IR を開業予定である。

###### ② 運営施設の概要

図表 2-33 シーザーズ・パレスの概要

名称	Caesars Palace (シーザーズ・パレス)
特徴	ローマ朝時代の趣向を凝らした建物に、展示会施設 Caesars Forum、シアター、ナイトクラブなどを併設した IR。
地区	ラスベガス・ストリップ
開業年	1966 年 8 月 5 日
規模	敷地面積：348,030m <sup>2</sup> カジノ面積：37,857m <sup>2</sup>
施設概要	ホテル：3,970 客室 カジノ：160 テーブルゲーム、1,440 ゲームマシン その他：レストラン、ショッピングモール、スパ、コンサート・ショー等

<sup>20</sup> シーザーズ・エンターテイメント社 HP, Annual Report より

<p>外観</p>	 <p>写真提供：シーザーズ・エンターテイメント社</p>
<p>施設内部</p>	 <p>写真提供：シーザーズ・エンターテイメント社</p>

シーザーズ・エンターテイメント社 HP, Annual Report、シーザーズ・エンターテイメント社提供データより作成

③ 収益状況（全社合計）

カジノ収益の占める割合は、40～45%前後の水準となっている。

図表 2-34 シーザーズ・エンターテイメント社の収入推移<sup>21</sup>

単位：百万米ドル

	2015	2016	2017
カジノ	2,286 (約 2,515 億円)	2,177 (約 2,395 億円)	2,865 (約 3,151 億円)
販売促進費	▲563 (約 ▲619 億円)	▲538 (約 ▲592 億円)	▲679 (約 ▲747 億円)
カジノ（ネット）	1,723 (約 1,895 億円)	1,639 (約 1,803 億円)	2,186 (約 2,405 億円)
ホテル	878 (約 966 億円)	923 (約 1,015 億円)	1,054 (約 1,159 億円)
その他	1,328 (約 842 億円)	1,315 (約 855 億円)	1,612 (約 1,026 億円)
合計	3,929 (約 4,322 億円)	3,877 (約 4,265 億円)	4,852 (約 5,337 億円)
カジノ収益の占める割合 （※）	43.9%	42.3%	45.1%

※Casino Revenue から Promotional Allowance を差し引いた金額をカジノ収益（ネット）として計算

シーザーズ・エンターテイメント社 HP, Annual Report より作成

<sup>21</sup> シーザーズ・エンターテイメント社の Annual report においては地域別の記載がないため、全体の数値を記載している。

### (5) その他の IR 事業者

米国 NV 州ラスベガスを本拠地とする米系大手 IR 事業者のほか、米国各地で IR を開発運営する事業者の概要一覧は以下の通りである。他に Penn State Gaming など事業展開している。

IR 事業者ごとにインディアンカジノでの事業展開や進出地域など事業戦略は異なり、また上場・非上場を含めた経営形態も大きく異なっている。

図表 2-35 その他一部米国 IR 事業者の概要

	Rush Street (ラッシュストリート)	Hard Rock (ハードロック)	Mohegan Sun (モヒガン・サン)	Foxwoods (フォックスウッズ)
本拠地	シカゴ市 イリノイ州	デイベー市 フロリダ州	コネチカット州	コネチカット州
進出国・地域 (進出予定)	ニューヨーク州、 イリノイ州、 ペンシルバニア州	ニュージャージー 州、ミシシッピ州、 フロリダ州等米国 各地ほか、カナダ・ ブリティッシュコロン ビア州等	コネチカット州、 ペンシルバニア州、 ニュージャージー 州、ルイジアナ州、 ワシントン州等 (韓国)	コネチカット州
経営形態	不動産投資開発 を手掛けるブルー ム一族による非上 場経営	2017 年にセミノール 族が買収・経営	モヒガン族が経営 するインディアンカ ジノ	マシヤンタケット・ピ クオート族が経営 するインディアンカ ジノ

各社 HP、Annual Report より作成

### 2-3-3 NV 州におけるゲーミング規制法の概要<sup>22</sup>

米国 NV 州でカジノが合法となった 1931 年の時点では州の免許制度は存在せず、地域の郡の保安官に免許付与権と徴税権が与えられていた。

1945 年、効率的な徴税という観点から州税務委員会に免許付与権限が移行。1955 年、法の執行主体として州税務委員会の下部組織として Gaming control Board が設置される。

1959 年、ネバダ州税務委員会を代替して Gaming commission が組織される。ただし、法的には地方政府にもカジノの免許付与と規制の権限が残っている（Nevada Gaming Control Act : NV 州ゲーミング管理法 463 条にカジノ業者のライセンスと規制、運営について規定されている。）。

### 2-3-4 米国 NV 州・ラスベガスとしての戦略

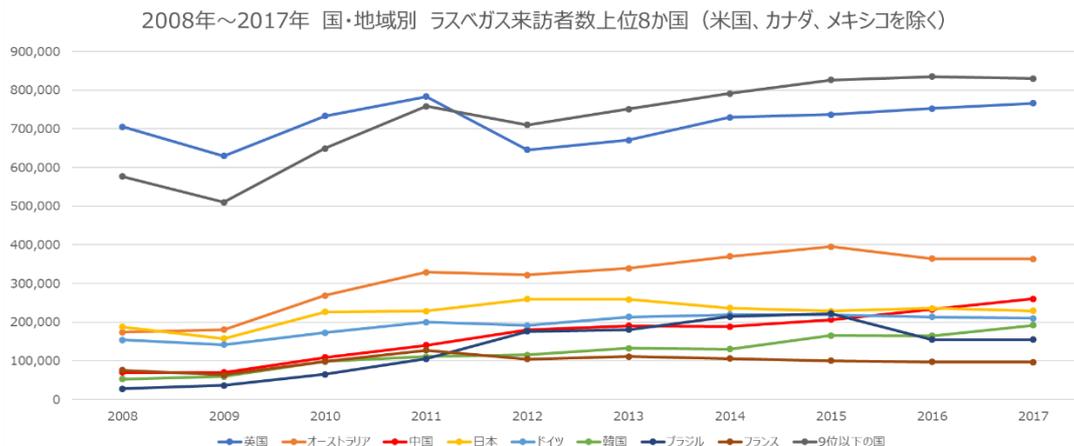
1990 年代末から MICE 施設の併設がはじまり、MICE を中心としたビジネス需要が生まれた。平日中心のビジネス需要と休日中心のレジャー需要が合わさった需要サイクルとなっている。

またホテル宿泊料金や展示会（Exhibition）、会議（Convention）施設料金に加え、飲食部門（Food & Beverage）の収益も大きい。

各 IR 事業者の特徴は、インテリアデザインの華麗さ、Food & Beverage の充実、有名アーティスト専従契約によるエンターテインメントショー、ヒール履きのゲストが展示会と客室の長い移動で疲れないうカーペット品質へのこだわりなど様々である。

また、一部の IR 事業者では増加率の高い中国本土からの観光客誘致のため、IR の内装を旧正月に合わせた赤一色への装飾や龍舞（ドラゴンダンス）等のイベント開催を行っている。また中華レストランもアメリカ風中華料理と中国本土の味付けの料理など複数のバリエーションを揃え、ゲーミングエリアに面した位置に配置するなど考慮がなされている。

他方、MICE 客をターゲットにする IR では旧正月の装飾は控えめであるなど、IR 事業者および施設ごとに異なる戦略がとられている。



（ラスベガス観光局統計よりみずほ総合研究所作成）

<sup>22</sup> IR \*ゲーミング学会コラム 152

## 2-4 アメリカ合衆国マサチューセッツ州（米国 MA 州）

### 2-4-1 米国 MA 州 IR の概要<sup>23</sup>

2011 年、米国 MA 州で拡大ゲーミング法（Expanded Gaming Act）が成立し、IR 整備を伴うカジノ免許を州内 3 地域（Region A,B,C）に 1 か所ずつ交付できるようになった。また、拡大ゲーミング法の成立に伴い、規制当局であるゲーミング委員会（Massachusetts Gaming Commission）が発足した。2012 年に Region A、西部 Region B の計 2 か所の免許交付に向けた手続きが開始され、続く 2013 年 4 月に Region C の手続きも始まった。

なお米国 MA 州が交付する IR への免許はカテゴリ-1 免許（カジノ・リゾートライセンス）と呼んでおり、ホテル部屋数 1,000 室未満ではあるが MICE 施設等を併設した小中規模の IR である。米国 MA 州内の IR は 2018 年開業済みの Region B の MGM スプリングフィールドと、Region A にて整備中のアンコール・ボストン・ハーバーの 2 か所である。

また、ゲーミング委員会はスロット設置のみ可能なカテゴリ-2 免許（スロットパーラーライセンス）の 1 か所の発行権限を持っており、2015 年、中堅 IR 事業者 Penn National Gaming が運営する小規模カジノ Plainridge Park Casino が営業している。

また拡大ゲーミング法ではなく、連邦法に基づいて許認可がなされるインディアンカジノ計画も存在する。例えば、米国 MA 州南東部のマッシュピー・ワノパノア部族（Mashpee Wampanoag Tribe）が提案する First Light Resort & Casino は、カジノに、富裕層向けのものから家族向けのものまで計 900 室のホテル、複数の展示場・会議場を併設した IR であり、マレーシア系 IR 事業者 Genting の運営関与が表明されていた<sup>24</sup>。しかしながら、米国連邦内務省が出した事業認可を不適法だと主張した地域住民の訴えを連邦裁判所が認めたため、認可は取消となり現在事業は中断状態にある。<sup>25</sup>

---

<sup>23</sup> マサチューセッツ州ゲーミング委員会 HP

<sup>24</sup> Nikkei Asian Review “Malaysia unit to manage a Native American casino in Massachusetts” 2016 年 4 月 4 日  
<https://asia.nikkei.com/Business/Malaysia-unit-to-manage-a-Native-American-casino-in-Massachusetts>

<sup>25</sup> The Herald News “Latest Mashpee Wampanoag land-in-trust decision elicits joy and dismay” 2018 年 9 月 8 日  
<https://www.heraldnews.com/news/20180908/latest-mashpee-wampanoag-land-in-trust-decision-elicits-joy-and-dismay>

図表 2-36 MA 州にあるカジノ及び併設する IR

地域	許認可者	施設名	IR 事業者	立地自治体	開業
<b>Region A</b>	MA 州ゲーミング委員会 (カテゴリ-1)	MGM Springfield	MGM Springfield	スプリングフィールド市	2018 年
<b>Region B</b>	MA 州ゲーミング委員会 (カテゴリ-1)	Encore Boston Harbor	Wynn MA, LCC	エバレット市	2019 年 予定
<b>Region C</b>	MA 州ゲーミング委員会 (カテゴリ-1)	未定	未定	未定	未定
<b>スロットパーラー</b>	MA 州ゲーミング委員会 (カテゴリ-2)	Plainridge Park Casino	Penn National Gaming	ブレインビル市	2015 年
<b>MA 州南東部</b> (Region C 地域内)	連邦内務省インディアンゲーミング委員会 (インディアンカジノ)	First Light Resort & Casino	Genting	トントン市	未定

MA 州ゲーミング委員会、各報道資料より作成

図表 2-37 MA 州内の地域 (Region A、B、C) 地図



MA 州ゲーミング委員会ホームページより抜粋

図表 2-38 米国 MA 州の IR



図表 2-39 MGM スプリングフィールドの立地



図表 2-40 アンコール・ボストン・ハーバー の立地



Googleマップより作成

Google マップより作成

## 2-4-2 IR 事業者概要

### (1) MGM Springfield (MGM スプリングフィールド社)<sup>26</sup> (MGM リゾート・インターナショナル社の関連会社)

#### ① IR 事業者の概要

MGM スプリングフィールド社は米国ラスベガスを本拠地にする MGM リゾート・インターナショナル社の傘下の IR 事業者である。両社は別法人であるが、ホストコミュニティ協定により、MGM スプリングフィールド社からスプリングフィールド市に対する金銭負担や事業実施は、開業 2 年後まで親会社 MGM リゾート・インターナショナル社が実施を保証する旨定めている。<sup>27</sup>

#### ② 運営施設の概要

米国 MA 州境南側のコネチカット州やロードアイランド州に数か所 IR があるが、米国 MA 州北側のバーモント州、ニューハンプシャー州には無く、また最北メイン州にある IR 施設も小規模のため、MGM スプリングフィールドはニューイングランド地域で最も北部にある IR でもある。主に米国 MA 州を含むニューイングランド地域全域をマーケット対象にしており、歴史的街並みとの調和を活かした外観が特徴である。

また MGM スプリングフィールドは近隣施設にある MICE 施設とスポーツアリーナを併設する Mass Mutual Center の運営権を得ており、ラスベガスからアーティストを招聘したショーの開催などと連携した運営がなされている。

図表 2-41 MGM スプリングフィールドの概要

名称	MGM Springfield (MGM スプリングフィールド)
特徴	米国 MA 州スプリングフィールド市の市街地に開業した小規模 IR である。歴史的建造物を増改築した外観はニューイングランド地方の趣をそのまま残し、非常にユニークなコンセプトとなっている。
開業年	2018 年 8 月 24 日
初期投資額 (土地取得額を除く)	960 百万米ドル (1,056 億円)
規模	カジノ面積 : 11,600m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : 252 客室とスイート カジノ : 120 テーブルゲーム、2,550 ゲームマシン その他 : コンベンションセンター、レストラン等

<sup>26</sup> MGM スプリングフィールド社 HP

<sup>27</sup> スプリングフィールド市と MGM スプリングフィールド社とのコミュニティ協定に含まれる Guaranty and Keep Well Agreement において、親会社が協定内容の実施の保証人になることを定め、別添「EXHIBIT L」詳細が規定されている。

外観



写真提供：日本 MGM リゾート

施設内部



写真提供：日本 MGM リゾート

Investor Presentation March 2019、日本 MGM リゾート提供データより作成

### ③ 収入状況

2018年8月に開業したため、2018年度の収入状況は未確定である。

### ④ IR誘致・整備の経緯

スプリングフィールド市は米国 MA 州西部にある人口約 15 万人の州内第三の都市である。米国独立直後から国内初の陸軍造兵廠が開設されるなど製造業が活発な地域であり、ニューイングランド地方の歴史的な面影を残す街である。しかし、20 世紀後半から製造業衰退により高失業率や、高等学校の高い中退率など社会問題を抱えていた。そこでスプリングフィールド市は新たな雇用と税収を求めて IR 誘致を決定。MGM リゾーツ・インターナショナル社系列の MGM スプリングフィールド社を事業者選定し、2018 年 MA 州初となる IR が開業した。

### ⑤ スプリングフィールド市の動向

スプリングフィールド市当局は事業者選定にあたり、弁護士、公認会計士、交通専門の土木技術コンサルタント、経済分析コンサルタント、環境専門家を雇用した。

第 1 フェーズの RFQ/P<sup>28</sup>には 50,000 米ドル、第 2 フェーズの RFQ/P には 250,000 米ドルの入札参加費を課し、入札に興味を示した Hardrock、Penn National、MGM の 3 社で公聴会が実施された。入札プロセスは透明性が高く、提出された申請書類は全て市役所で閲覧ができるよう公開されていた。また、そのデータは同市ホームページにて現在も公開されている。<sup>29</sup>

市当局として重要視したのは予測収益額や提供されるエンターテイメントなどの謳い文句ではなく、IR としての施設構成を最重要視した。結果として最も市当局が重要視する歴史的構成において MGM から観光振興に資する良い提案がなされ、事業者選択に至った。

なお、市当局の予算は 500,000 米ドルから始まったが、IR 事業者を選定した後の費用については市当局が採用したコンサルタント費用も含め、選定事業者である MGM スプリングフィールドが全て負担している。

住民投票は賛成多数で可決され、ホストコミュニティ協定がスプリングフィールド市（近隣自治体を含む。）及び MGM スプリングフィールド社の間で締結された。ただし、近隣自治体と MGM が周辺コミュニティ協定を締結するにあたり順調に交渉が進まず、コミッションが仲裁に乗り出した例が 2 件あった。申請自治体のなかには審査への悪影響を心配する声もあったが、影響はなかった。

当初、Region B は近隣自治体等を含め 4 自治体が IR を誘致したが、住民投票で承認され、ゲーミング委員会の Phase2 審査に進めたのは MGM 社・スプリングフィールド市のみであった。

<sup>28</sup> RFQ/P は Request for Qualification/Request for Proposal の略称。第 1 フェーズは第 2 フェーズに進むための予備審査であり、第 2 フェーズで選定された事業者が、自治体とホストコミュニティ協定の締結に向けた交渉権を得ることができる。

<sup>29</sup> Springfield Redevelopment Authority HP: <https://www.springfield-ma.gov/planning/index.php?id=rfqarchive>

## (2) Wynn MA, LCC (ウイン MA 社) (ウイン・リゾート社の関連会社)<sup>30</sup>

### ① IR 事業者の概要

アンコール・ボストン・ハーバーは、米国ラスベガスを本拠地とするウイン・リゾート社の傘下にあるウイン MA 社がカテゴリ 1 免許を取得し、ボストン市に接するエバレット市において整備を進めており、2019 年に開業予定である。

### ② 運営施設の概要

国際都市の特徴を活かした国外観光客の需要を見込むとともに、州外に流出していた需要を含め、ボストン圏及び米国東部ニューイングランド地域の住民をターゲットにした施設整備を進めている。特に、ボストンは世界的に著名な高等教育機関が多く立地しており、世界中から来訪・滞在をする関係者のための高級ホテルの整備と、それに付随したカジノ施設、宴会場、エンターテインメント設備等を整備している。

一方で、コミュニティと IR とは切り離せない関係にあり、渋滞問題の緩和や環境改善を手掛け、またボストンやスプリングフィールドにある様々なプロスポーツチームや交響音楽団など文化団体と提携して IR の活用を促していく地域に根付いた IR 事業展開を進めている。

---

<sup>30</sup>アンコール・ボストン・ハーバー HP

図表 2-42 アンコール・ボストン・ハーバーの概要

名称	Encore Boston Harbor (アンコール・ボストン・ハーバー)
特徴	ウイン社がボストン市近隣のエバレット市で整備する中規模 IR である。元工場跡地の環境改善と地域振興を目指す市当局と、空港近隣での富裕層観光客をターゲットした IR 整備を望む事業者の考えがマッチングし、2019 年の開業を目標に整備中となっている。
開業年	2019 年 6 月 23 日 (予定)
初期投資額 (土地取得額を除く)	25 億米ドル (2,750 億円)
規模	敷地面積 : 137,188m <sup>2</sup> 延床面積 : 289,128m <sup>2</sup> カジノ面積 : 19,182m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : 671 客室 カジノ : 233 テーブルゲーム、3,137 ゲームマシン その他 : コンベンションセンター、レストラン等

## 外観



写真提供：ウィン・リゾート社

## 施設内部



写真提供：ウィン・リゾート社

アンコール・ボストン・ハーバーHP、ウィン・リゾート社提供データより作成

### ③ 収入状況

2019 年に開業予定のためデータ無し。

### ④ IR 誘致・整備の経緯

エバレット市は米国 MA 州中心都市ボストン北側に位置する自治体である。ボストンとの市境にある大手化学工場跡地が 30 年間近く放置状態にあり、市が再開発の計画を作成していたところ、ウィン社から IR 整備の提案が市当局にあり、IR 開発計画の策定が始まった。

エバレット市当局へのヒアリングによれば、当初、住民の間にはギャンブル依存症への危惧があったものの、エバレット市の近隣自治体で IR 誘致計画が推進されていたため、エバレット市にカジノができなければ、単に隣の街にカジノができる見込みが高い状況であった。そのため、住民は、自分たちの街にカジノを誘致し、雇用などの大きな便益を享受したほうが良いと判断をしたとのことであった。

#### ⑤ エバレット市の動向

エバレット市当局はIR事業者選定にあたり、RFP（提案書方式）を採用した。また、市当局は不動産開発プロジェクトの専門家、建築検査コンサルタント、弁護士、経済分析のコンサルタントを選定した。また、ホストコミュニティ協定の締結に掛かった外部コンサルタントに係る費用はウィン社が負担をすると明示されており、市当局の負担は無かった。

ウィン社が開発計画を企画し、市当局と約50～60回の協議をおこなった。基本計画に対して市民との公式会議を開催し、グルメモールの地元レストランの進出が認められるなど、住民にとって有利になるような変更も加えられた。結果として、住民投票では約90%の賛成票を獲得し、ホストコミュニティ協定を締結した。

近隣のイースト・ボストン市、リビア市で先行して進んでいた競馬場跡地でのIR整備計画と比較して劣勢かと思われたが、ゲーミング委員会が審査を行った結果、ウィン社及びエバレット市のIR整備計画が選定された。

### 2-4-3 米国 MA 州における免許審査のプロセス

#### ① 米国 MA 州へ免許申請を行った IR 事業者

ゲーミング委員会は IR への免許だけでなく、競馬の許認可、また関連法規の法令順守の監視・監督、IR 立地自治体と周辺自治体との仲裁などを所管している。

米国 MA 州ではカテゴリ-1 免許とカテゴリ-2 免許に分けられている。カテゴリ-1 免許はリゾート・カジノライセンスと呼ばれるいわゆる IR 向け事業免許であり、テーブルゲームの設置及び台数無制限のスロットマシン設置が可能になる。カテゴリ-2 免許はスロットパーラーと呼ばれる、スロットマシンのみ設置可能になる免許である。

図表 2-43 MA 州ゲーミング委員会に対し免許交付申請（RFA-1、RFA-2）を行った IR 事業者

カテゴリ	RFA-1 申請者		RFA-2 申請者	
<b>カテゴリ-1 リゾート・カジノ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MGM Springfield</li> <li>・Hard Rock MA</li> <li>・Wynn MA, LCC</li> <li>・Mohegan Sun</li> <li>・Sterling Suffolk Racecourse</li> <li>・Crossroads Massachusetts, LLC、</li> <li>・KG Urban</li> <li>・Mass Gaming &amp; Entertainment, LLC</li> </ul>	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MGM Springfield</li> <li>・Wynn MA, LCC</li> <li>・Mohegan Sun MA</li> <li>・Mass Gaming &amp; Entertainment, LLC</li> </ul>	4
<b>カテゴリ-2 スロットパーラー</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Rayham Park</li> <li>・The Cordish Companies/PPE Casino Resorts</li> <li>・Penn National Gaming</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Rayham Park</li> <li>・The Cordish Companies/PPE Casino Resorts</li> <li>・Penn National Gaming</li> </ul>	3

MA 州ゲーミング委員会より作成

#### ② 米国 MA 州による免許審査のプロセスについて

米国 MA 州の審査プロセスのなかで最も特徴的なことは、地元自治体とのホストコミュニティ協定の締結を含めた地域への貢献と、提出資料を全て公表するなどの徹底した情報公開である。

最初のプロセスは Phase 1 Request for Application（RFA-1）の提出である。審査目的は事業者のプロファイリングであり、申請書の内容は事業者の財務状況、幹部社員の履歴、投資家など会社組織の全般情報であり、IR 事業者として相応しいか背面調査を含めた審査を行う。なお、RFA-1 提出には申請料 400,000 米ドルの納付義務がある。

RFA-1 を通過した事業者は、IR の受入先となる自治体（ホストコミュニティ）を選定するプロセスに進む。事業者はコミュニティ影響負担金や地域貢献などを含むホストコミュニティ協定締結の交渉を進める。また、説明会等あらゆる渉外活動を行い、住民の理解等を得られるよう様々な取り組みを行う。なお、ホストコミュニティ協定の正式締結は住民投票の前に行う必要は必ずしもなく、住民投票後に正式な締

結を行うことも認められている。

住民投票で過半数を得ることができた事業者は、その後、再度ゲーミング委員会の審査を受ける。この事業者と地元自治体のマッチングをめぐり、事業者間だけでなく同じ地域内の自治体が IR 整備を巡りお互いに様々な競争が行なわれ、またスプリングフィールド市では複数事業者が同市とのマッチングを目指した競争が行われた。

住民投票を経て自治体と正式に協定締結した IR 事業者は、Phase 2 Request for Application(RFA-2)をゲーミング委員会に提出する。RFA-2 では特定地域における事業計画 (Site specific proposal) に照準をあてた審査が行われ、5 つの分野 (財務プラン、経済発展、デザイン、社会的負担緩和策、総括) をそれぞれ担当する 5 名のコミッショナーにより寄せられる 200 問以上の質問に対して回答をしなければならない。5 名のコミッショナーはそれぞれ他局職員や専門家のチームを率いて、各質問への回答内容を数値化ではなく 4 段階で評価付けし、他のコミッショナーと議論したうえで評価を確定する。審査はネット中継やマスコミ報道を含め全てオープンで行われ、時に IR 事業者側からコミッショナーの認識誤認を逆に指摘をされる場面もあったことをヒアリングで聴取した。最終的に 5 名のコミッショナーによりなされた評価をもとに多数決の評価が行われ、免許交付の意向が決定される。

現在まで Region A の審査では 2 社が申請し 1 社が選定、Region B は 1 社が申請し 1 社が選定された。Region C は 1 社が申請したが、現時点で選定はなされていない。

図表 2-44 ゲーミング委員会 RFA-2 審査における評価カテゴリー

カテゴリー	質問の概要
財務プラン (Finance)	収益見込みのある事業計画、根拠となる財政基盤、当局が定める最低投資水準の達成見込み
経済発展 (Economic Development)	観光振興への影響、地元企業からの調達計画、実現可能性のある雇用創出プラン
デザイン (Building and Site Design)	地域に融合した建築物のデザイン性、エネルギー効率の高い設計、建築基準への適合
社会的負担緩和策 (Mitigation)	ギャンブル依存症対策、周辺渋滞解消への取り組み、地元自治体・周辺自治体へのあらゆる社会的負担の緩和
総括 (General/Overview)	地域に欠けている要素を補っているユニーク性、州の価値を高める影響力の評価

(MA 州ゲーミング委員会ホームページ、ヒアリングをもとにみずほ総合研究所作成)

図表 2-45 ゲーミング委員会 RFA-2 審査における評価基準

基準	評価	概要
合格	卓越して素晴らしい (Outstanding/Excellent)	全般的に質の高い回答であり、説得力のある実績、クリエイティブな発想、斬新な計画である
合格	とても良い (Very Good)	信頼できる経験と計画に裏打ちされた回答であり、特に優れている部分も見られる
合格	十分 (Sufficient)	相応の回答であり、コミッションが十分であると認める基準は満たしている
不合格	不十分 (Insufficient)	質問に対して、明確な根拠を欠いており、最低基準を満たしていない

(ゲーミング委員会ホームページ、ヒアリングをもとにみずほ総合研究所作成)

#### 2-4-4 米国 MA 州を取り巻く環境と今後の方向性の予測

米国 MA 州がカジノの合法化に踏み切った理由としては、米国 MA 州から車で 1 時間程度にある南隣のロードアイランド州やコネチカット州にカジノ施設が立地し、米国 MA 州の住民が州外でゲーミングを行っていたことから、米国 MA 州においてカジノ施設を整備し、そのゲーミング支出を取り戻すというものである。

米国 MA 州の制度が求める自治体への強い貢献、また全てオープンにされている審査プロセスは IR 事業者にとっても初の経験であり、地元自治体や地域住民との信頼関係の構築等、今までと大きく異なった交渉力が求められるプロセスであったことが IR 事業者へのヒアリングから伺えた。

## 2-5 フィリピン

### 2-5-1 フィリピン IR の概要<sup>31</sup>

1977 年、当時のマルコス大統領は、カジノを国が管理し、その収益も国が取得することを前提に、大統領府傘下の国営会社「フィリピン・アミューズメント・ゲーミング会社」(PAGCOR : Philippine Amusement and Gaming Corp)を設立。同社にカジノ独占権を与え、運営を委ねることで、政府予算の財源獲得と非合法カジノの排除を目指した（大統領令 1067-A 前文、第 1 節 1 条）。

1983 年、新たにマルコス大統領は PAGCOR 憲章と呼ばれる大統領令第 1869 号を発令し、同社は、①国内の全てのゲーミング賭博を規制し、かつ運営する（規制者であり、かつ自らが独占権を保持する運営者となる）、②その収益から政府のインフラ、社会文化活動への財源を拠出する、③観光振興へ貢献する、という役割を担うことになった（大統領令第 1869 第 1 節(a)、(b)）。

2007 年、大統領令 1869 号の改正が議会で成立し新たに 2008 年から 25 年間の独占権を付与された。また、同改正により PAGCOR がカジノ事業者に対し、PAGCOR が持つ運営権利を代位する施行権（Authority）を付与し、カジノ運営を委託することもできることになった。<sup>32</sup>

2000 年代には PAGCOR 主導で統合型リゾートを集中させる経済特区としてエンターテイメント・シティ開発が進められた。エンターテイメント・シティは、マニラ首都圏パラニャーク市に位置し、8 kmにわたるマニラ湾埋め立て地に作られた IR のための経済特区である。

---

<sup>31</sup> IR \*ゲーミング学会コラム 290. SankeiBiz 2018.2.28 及び <http://www.entertainmentcitymanila.ph/>より

<sup>32</sup> Republic of the Philippines House of the Representatives 13<sup>th</sup> Congress, Republic Act 09487 An act further amending presidential decree no. 1869, otherwise known as PAGCOR charter. 2007 年 6 月 20 日 [http://www.congress.gov.ph/legisdocs/ra\\_13/RA09487.pdf](http://www.congress.gov.ph/legisdocs/ra_13/RA09487.pdf)

図表 2-46 メトロマニラ市内の主な IR

No.	施設名	IR 事業者
1	Solaire Resort & Casino	Bloomberry Resort Corporation
2	City of Dreams Manila	Melco Resorts and Entertainment
3	Okada Manila	Riger Resort, Leisure and Entertainment
4	Resort World Manila	Travellers International Hotel Group

※各施設の No.は、次の図中の数字と対応している。

図表 2-47 メトロマニラ市内の主な IR



## 2-5-2 IR 事業者概要

### (1) Bloomberry Resorts Corporation (ブルームベリー・リゾート社)<sup>33</sup>

#### ① IR 事業者の概要

運営会社のブルームベリー・リゾート社は 2003 年まで、スービック経済特区内のプリント基板のメーカーであった。2013 年、フィリピンの証券取引等監視委員会で業態変更が認められ、ホテル、カジノの開発・経営に参入することになった。

#### ② 運営施設の概要

エンターテイメント・シティに立地する IR の 1 つである Solaire Resort & Casino (ソレア・リゾート・アンド・カジノ) を運営している。SMX コンベンションセンターやショッピングセンターに隣接しており、会議への参加やショッピング等の利便性に優れている。

図表 2-48 ソレア・リゾート・アンド・カジノの概要

名称	Solaire Resort & Casino (ソレア・リゾート・アンド・カジノ)
特徴	SMX コンベンションセンターやショッピングセンターに隣接しており、会議への参加やショッピング等の利便性に優れている。
地区	エンターテイメント・シティ
施設構成	ホテル：488 客室、スイート、ヴィラ カジノ：18,500m <sup>2</sup> のゲーム場（そのうち 6,000m <sup>2</sup> は VIP 専用）、1,653 スロットマシン、295 ゲームテーブル、88 電子ゲームテーブル その他：15 レストラン、スパ、フィットネスセンター 2014 年開業部分 Sky Tower ホテル：312 スイート カジノ：VIP ルーム、66 テーブル、230 スロットマシン、レストラン その他：会議場、射撃場、ショッピングモール
外観	 <p style="text-align: right;">Solaire Resort &amp; Casino HP より</p>

<sup>33</sup> ブルームベリー・リゾート社 HP, Annual Report より

## ③ 収入状況

2017 年のネット収入は 361 億ペソ (約 722 億円) でそのうち 9 割以上はカジノ収入である。2015 年、2016 年に比べて収入は増加傾向にある。

図表 2-49 ソレア・リゾート・アンド・カジノの収入推移

単位：千ペソ

	2015	2016	2017
ゲーミング (グロス)	32,232,242 (約 645 億円)	38,342,203 (約 767 億円)	44,519,462 (約 890 億円)
販売促進費等	▲9,083,639 (約▲182 億円)	▲10,395,424 (約▲208 億円)	▲11,486,717 (約▲230 億円)
ゲーミング (ネット)	23,148,603 (約 463 億円)	27,946,779 (約 559 億円)	33,032,745 (約 661 億円)
ホテル、レストラン	1,434,491 (約 29 億円)	1,692,372 (約 34 億円)	2,228,869 (約 45 億円)
ショッピングモール・その他	179,617 (約 36 億円)	432,876 (約 9 億円)	780,409 (約 16 億円)
利息収入	74,702 (約 1.5 億円)	43,742 (約 0.9 億円)	63,759 (約 1.2 億円)
合計	24,837,413 (約 497 億円)	30,115,769 (約 602 億円)	36,105,782 (約 722 億円)
カジノ収益の占める割合	93.2%	92.8%	91.4%

## (2) Melco Resorts and Entertainment (Philippines) Corporation

### (メルコリゾート&エンターテイメント (フィリピン) 社)

#### メルコリゾート&エンターテイメント社の関連会社<sup>34</sup>

#### ① IR 事業者の概要

メルコリゾート&エンターテイメント社の子会社であるメルコリゾート&エンターテイメント (フィリピン) 社 (以下「MRP」という。) がフィリピンの大手財閥 SM グループと共同で設立した企業である。メルコリゾート&エンターテイメント社はナスダック上場企業のアジアで IR の開発・運営を行うディベロッパーであり、マカオとマニラ等で実績がある。

#### ② 運営施設の概要

エンターテイメント・シティの 6.2ha の土地に開発した IR の 1 つである City of Dreams Manila (シティ・オブ・ドリームズ・マニラ) を運営している。

図表 2-50 シティ・オブ・ドリームズ・マニラの概要

名称	City of Dreams Manila (シティ・オブ・ドリームズ・マニラ)
特徴	エンターテイメント・シティ・プロジェクトの第 2 弾 (第一弾はソレア・リゾート & カジノ) の巨大カジノ施設である。ソレア・リゾート & カジノから至近距離に立地している。世界最大級のショッピングモールとして有名なモール・オブ・アジアから 2.1km。
地区	エンターテイメント・シティ
開業年	2014 年 12 月 14 日 (ソフトオープン) 2015 年 2 月 2 日 (グランドオープン)
初期投資額 (土地取得額を除く)	13 億米ドル (1,430 億円)
規模	敷地面積 : 62,000 m <sup>2</sup> 延床面積 : 350,000m <sup>2</sup> カジノ面積 : 19,000m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : 938 室 カジノ : 301 ゲームテーブル、2,057 ゲームマシン その他 : レストラン、ナイトクラブ、ショッピングモール、ファミリー向けレジャー施設 Dream Play 等

<sup>34</sup>Melco Resorts and Entertainment (Philippines) Corporation HP, Annual Report より

外観



写真提供：メルコリゾート&エンターテイメントジャパン

施設内部



写真提供：メルコリゾート&エンターテイメントジャパン

MRP 社 HP, Annual Report、メルコリゾート&エンターテイメントジャパン提供データ より作成

### ③ 収入状況

収入はオープン後、増加傾向にあり、2017年の総収入は328億ペソ（約655億円）である。カジノ収益の占める割合は、86%～93%の水準となっている。

図表 2-51 シティ・オブ・ドリームズ・マニラの収入推移

単位：千ペソ

	2015	2016	2017
カジノ	11,901,497 (238億円)	21,298,942 (426億円)	30,463,494 (609億円)
ホテル	719,422 (約14億円)	981,554 (約20億円)	1,071,832 (約21億円)
レストラン	677,380 (約13億円)	707,255 (約14億円)	688,773 (約14億円)
エンターテイメント・店舗等	429,028 (約9億円)	431,038 (約9億円)	531,118 (約11億円)
合計	13,727,327 (約275億円)	23,418,789 (約468億円)	32,755,217 (約655億円)
カジノ収益の占める割合	86.7%	90.9%	93.0%

MRP社 HP, Annual Report より作成

### (3) Tiger Resort, Leisure and Entertainment, INC (タイガーリゾート、レジャーアンドエンターテイメント社)<sup>35</sup>

#### ① IR 事業者の概要

タイガーリゾート、レジャーアンドエンターテイメント社は、日本のパチンコメーカーであるユニバーサル・エンターテイメント（旧アルゼ）の子会社である。従来、フィリピン国内でカジノ事業を行うためには地元フィリピンのパートナーとの合弁事業とすることが必要であったが、2010 年大統領の承認に基づき、経済特区においては外資 100%企業によるカジノ事業が認可されることになった。

株式会社ユニバーサル・エンターテイメントは JASDAQ 上場企業である。

#### ② 運営施設の概要

Okada Manila（オカダ・マニラ）を運営している。エンターテイメント・シティに 2017 年 3 月開業した（2016 年 12 月に一部先行開業）。施設名はユニバーサル・エンターテイメントの創業者である岡田和生氏の名前からオカダ・マニラとなった。

図表 2-52 オカダ・マニラの概要

名称	Okada Manila (オカダ・マニラ)
特徴	エンターテイメント・シティ・プロジェクトの一つ。施設中心部に位置する 37,000 m <sup>2</sup> のプールでは噴水ショーを見ることができる。
地区	エンターテイメント・シティ
開業年	2017 年
施設構成	ホテル：15 階建て、993 室 カジノ：26,000m <sup>2</sup> 、500 テーブルゲーム、3,000 電子ゲームマシン その他：インドアエンターテイメント施設（ビーチ、プール、ナイトクラブ） レストラン、ショッピングモール等
外観	 <p>https://www.facebook.com/pg/OkadaManilaPH より</p>

タイガーリゾート、レジャー、アンドエンターテイメント社。HP、株式会社ユニバーサル・エンターテイメント HP より作成

<sup>35</sup> タイガーリゾート、レジャー & エンターテイメント社 HP、株式会社ユニバーサル・エンターテイメント HP より

### ③ 収入状況

オープン間もないため、公表データなし。

## (4) Travellers International Hotel Group

(トラベラーズ・インターナショナル・ホテル・グループ)<sup>36</sup>

### ① IR 事業者の概要

フィリピンでショッピングモールやマクドナルドの運営で実績がある Alliance Global Group (AGI) と Genting Hong Kong の合併会社である。

### ② 運営施設の概要

Resorts World Manila (リゾート・ワールド・マニラ) を運営している。

2009 年に開業したフィリピン初の統合型リゾートでニノイ・アキノ国際空港から近距離 (5km) の 11.5ha の敷地に、コンドミニアム、ホテル、レストラン、ショッピングモール、カジノを備える。

図表 2-53 リゾート・ワールド・マニラの概要

名称	Resorts World Manila (リゾート・ワールド・マニラ)
特徴	ステージリフトや 3D 効果を備えた LED スクリーンなど、最新の舞台設備を誇る大型シアターがある。 <各ホテルのインバウンド客層> ・マキシムズ・ホテル：韓国、中国、マレーシア、シンガポール ・レムントン・ホテル：米国、韓国、中国、オーストラリア ・マリオットホテル：米国、シンガポール、中国、韓国
地区	ニノイ・アキノ国際空港 第 3 ターミナル前
開業年	2009 年
規模	敷地面積：115,000 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル：マリオット 客室 570、マキシム・ホテル スイート 172 室、中級客室 712 レムントン・ホテル (ホリデイ・インに変更予定) カジノ：会員制のゲンティン・クラブ、1.6 万 m <sup>2</sup> のゲーム場、244 カジノ・テーブル、1,381 スロットマシン ショッピングモール：91 の店舗とレストランを含む Newport Mall その他：MICE 施設、映画館、劇場等

トラベラーズ・インターナショナル・ホテル・グループ Annual Report より作成 (図表 2-54 も同様)

<sup>36</sup> トラベラーズ・インターナショナル・ホテル・グループ Annual Report より

### ③ 収入状況

2017年のネット収益は193億ペソ（約385億円）で、そのうち約80~85%はカジノ収入である。カジノを一時閉鎖するなどの影響により、2017年の収入は2015年、2016年に比べて大幅に減少している。

図表 2-54 リゾート・ワールド・マニラの収入推移

単位：千ペソ

	2015	2016	2017
ゲーミング(グロス)	24,216,682 (484億円)	23,648,754 (473億円)	17,115,322 (342億円)
販売促進費	▲3,117,567 (約▲62億円)	▲2,396,289 (約▲48億円)	▲1,874,089 (約▲37億円)
ゲーミング(ネット) (※)	21,099,115 (約422億円)	21,252,465 (約425億円)	15,241,233 (約305億円)
ホテル、レストラン	2,468,611 (約49億円)	2,626,608 (約53億円)	2,850,696 (約57億円)
その他	1,034,396 (約21億円)	1,215,556 (約24億円)	1,166,999 (約23億円)
合計	24,602,122 (約492億円)	25,094,629 (約502億円)	19,258,927 (約385億円)
カジノ収益の占める割合	85.8%	84.7%	79.1%

※GGR から Promotional Allowance を差し引いた金額をカジノ収益（ネット）として計算

### 2-5-3 フィリピンにおける免許取得条件

フィリピンでカジノのライセンスを得るためには、PAGCOR による様々な規制や取決めに従う必要がある。「Casino Regulatory Manual」の目次は以下の通りである。なお、本項はエンターテイメント・シティ内の手続きに関する情報を記載する。

図表 2-55 Casino Regulatory Manual for Entertainment City Licensee by PAGCOR の目次

1. 用語定義
2. カジノレイアウト
3. ゲームテーブル
4. 電子ゲームテーブル
5. 周辺機器
6. カジノマネジメントシステム
7. 監視
8. ゲームチップ
9. カード
10. ゲーム機器と周辺機器
11. ゲーム機器と周辺機器サプライヤーの認可
12. ゲーム機器の移動
13. ゲーム機器とゲーム周辺機器の廃棄
14. カジノ運営ルールとガイドライン
15. 資格付与手数料
16. ゲーム運営：カジノ運営の規則を細かく規定
17. 公告
18. カジノプレイヤーインセンティブ
19. マーケティングとプロモーション
20. チップウォッシングとジャンケット
21. カジノ入場禁止人物
22. GGR の決定と PAGCOR 免許手数料（テーブルゲーム）
23. GGR の決定と PAGCOR 免許手数料（電子ゲーム）
24. PAGCOR 免許手数料の収集と送金
25. VIP への対応
26. 罰則規定
- 27.-29 省略
30. PAGCOR 監視チーム
31. マネー・ロンダリング防止
32. 付随ゲーム
33. クルーズカジノ

このうち、IR 事業者の規模規制や PAGCOR への支払いに関する事項をピックアップして整理する。

規則 3：ゲーム面積の上限等が定められている。カジノのゲームエリアはホテル・カジノリゾートコンプレックス（住居部、オフィス、駐車場を含まない）の延床面積の 7.5%以下とすることとなっている。また、カジノのフロアは、ハイ・ローラー（VIP）・テーブル、ノン・ハイ・ローラー（マス）・テーブル、電子ゲーム、ジャンケット、ポーカーテーブルなどに分けることとされ、ゲームテーブルの割合なども細かく規定されている。

規則 6：カジノマネジメントシステムに関する事項として、ゲームが適正に行われるよう管理するシステムについて規定され、規則 7 の監視に関する事項でカジノ内には監視装置を設置、監視計画を PAGCOR に提出することとなっている。

規則 14：カジノ運営ルールとガイドラインを作成し、PAGCOR に提出することが定められている。

規則 15：資格付与手数料の項目があるが、内容については公表されていない。

規則 22：テーブルゲームに関して、収益の算定式と PAGCOR への報告方法、地域貢献への拠出の手続きや対象収益の考え方が記載されている。

GGR は PAGCOR が徴収するライセンスフィーの基準となるものであり、毎日コンピュータで計算して PAGCOR に提出する。

また、ライセンスフィーの他にも以下のような支出を行うことが定められている。

- ジャンケット以外のテーブルから生じる GGR の 2%を文化遺産復興基金に支出する。
- レストラン、リテール、エンターテインメント施設から生じる収入、及びホテル部分のうち小売り業者からの賃料収入、ホテル部分のうちテーマパークやミュージアムに類するものから生じる収入の 5%を PAGCOR に収める。

## 2-5-4 PAGCOR の概要<sup>37</sup>

### ① 設立目的と権限

PAGCOR (Philippines Amusement and Gaming Corporation) はフィリピン大統領府の下にある 100%政府出資の企業である。戒厳令時代に当時の違法カジノ激増へ対応するため、マルコス大統領の大統領令（第 1067-A、1977 年発令）によって設立された。

当初設定された PAGCOR の権限は以下の通りであったが、2007 年の法改正で、PAGCOR のゲーム運営者としての機能が 25 年延長（再延長としてさらにその先 25 年も更新可能）された。

図表 2-56 PAGCOR の権限

- フィリピンのカジノの規制、運営、認可、免許を付与すること
- 国家発展のため収益を生み出すこと
- フィリピン観光業の促進に寄与すること

### ② PAGCOR の運営カジノ

PAGCOR は下記の 9 つのカジノを運営し、このほかサテライト・カジノを 31 か所で運営している。

PAGCOR の主顧客層はフィリピン人であり、来訪外国人旅行者が加わる状況である。富裕層以外の顧客が中心であることから、遊興施設中心の関連施設となっている。空港インフラや他国とのフライトのアクセスの利便性向上等の面でも課題がある。

図表 2-57 PAGCOR の運営カジノ

- Metro Manila—  
Casino Filipino Malate  
Casino Filipino Manila Bay
- Luzon—  
Casino Filipino Angeles  
Casino Filipino Ilocos Norte  
Casino Filipino Tagaytay
- Visaya & Mindanao—  
Casino Filipino Bacolod  
Casino Filipino Cebu  
Casino Filipino Davao  
Casino Filipino Iloilo

<sup>37</sup> PAGCOR 2017 ANNUAL REPORT より

### ③ PAGCOR の収益状況

PAGCOR 社の 2017 年の総収益は 590 億フィリピンペソ（約 1,180 億円）で、前年比で 10% 程度増収している。

### ④ PAGCOR の収益使途

PAGCOR 社はフィリピン政府出資の会社であることから、収益は以下のように純収益の 5% を内国歳入庁にフランチャイズ税として納付するほか、残り 95% のうち、50% を財務省へ政府収益分配金として納付する、さらに地域貢献的な拠出も定められている。

図表 2-58 PAGCOR の収益使途

- 純収入の 5% → 内国歳入庁へフランチャイズ税として納付
- 上記の残り 95% のうち 50% → 財務省へ政府収益分配金として納付
- フランチャイズ税及び財務省への支払い後の 5% をフィリピンスポーツ委員会に拠出
- PAGCOR のカジノが設置されている都市に対し一定額が地域振興のため支払われる
- 法人税は税法にしたがって支払われる
- 1% が法務省管轄下の賠償請求委員会に支払われ、えん罪被害者のために使われる
- それ以外にも、教育やスポーツの振興、再生エネルギープロジェクトなどにも出資。PAGCOR 自体でも Social Responsibility プロジェクトを実施している。

## 2-6 韓国

### 2-6-1 韓国 IR の概要<sup>38</sup>

韓国では外国人旅行者の誘客や外貨獲得等を目的としてカジノが合法化された。

1967年に仁川のオリンパスホテル内に国内初のカジノが開業し、当初は韓国人も入場が可能であったが、反社会勢力の関与など社会的問題が発生したため、1969年に「観光振興法」を改正し、韓国人の入場が禁止された。

それ以降、ソウルや釜山、済州島などを中心として外国人専用カジノ（2018年時点で16施設）が設置されている（主なカジノ施設は図表2-59のとおり。）。ただし、1995年には、廃鉱地域の振興を目的として、「廃鉱地域開発支援に関する特別措置法」が制定され、国内で唯一韓国人が入場可能なカジノを備えたカンウォンランドが2003年に全面開業した。カンウォンランドは、カジノ、スキー場やゴルフ場、観光ホテルを備えた総合的なリゾート施設である。

図表 2-59 韓国の主なカジノ（Korea Casino Association 会員の施設）

No.	施設名	立地	IR 事業者 または立地するホテル	許可年 (※は開業年)
1	Paradise Casino Wakerhill	ソウル	Paradise	1968年
2	Seven Luck Casino in Gangnam Coex	ソウル	Grand Korea Leisure	2005年
3	Seven Luck Casino in Gangbuk Millennium Seoul Hilton	ソウル	Grand Korea Leisure	2005年
4	Seven Luck Casino in Busan Lotte	釜山	Grand Korea Leisure	2005年
5	Paradise Casino Busan	釜山	Paradise	1978年
6	Paradise City Casino	仁川	Paradise sega sammy	2017年※
7	Kangwon Land Casino	江原	Kangwon Land	2000年
8	Alpensia Casino	江原	Pyeongchang Alpensia	1980年
9	Hotel Inter-Burgo Casino	大邱	Daegu Casino	1979年
10	Gongzi Casino	済州	Gongzi	2017年※
11	Paradise Casino Jeju Grand	済州	Paradise	1990年
12	Royal Palace Casino	済州	Oriental hotel	1990年
13	Jeju Sun Casino	済州	Jeju Sun hotel	1990年
14	Mega Luck Casino	済州	Kal hotel jeju	不明
15	LT Casino	済州	Lotte hotel jeju	不明
16	Majestar Casino	済州	Shilla hotel	1991年
17	Landing Casino	済州	Landing	2017年※

Korea Casino Association HP、「平成28年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書」より  
なお、各施設のNo.は、次ページの図中の数字と対応している。

<sup>38</sup> Korea Casino Association HP <http://koreacasino.or.kr/kcasino/global/memberShipEng.do>

「平成28年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託」（東京都）及びIR\*ゲーミング学会コラム261より

図表 2-60 韓国の主なカジノ



## 2-6-2 IR 事業者概要

### (1) Paradise Co., Ltd. (パラダイス社)<sup>39</sup>

#### ① パラダイス社と PARADISE CITY (パラダイスシティ) の概要

パラダイス社は、韓国に本社を置く IR 事業者である。1967 年に韓国で最初のカジノ施設を仁川に開業した。現在は、韓国において 5 箇所の外国人専用カジノを運営している。

このうち、パラダイスシティは統合型リゾート施設の開発・運営のための知見を蓄積することを目的とし、2012 年 7 月、セガサミーホールディングス株式会社がパラダイス社と合併会社を設立した会社である(セガサミーホールディングス株式会社の出資比率 45%)。

#### ② 運営施設の概要

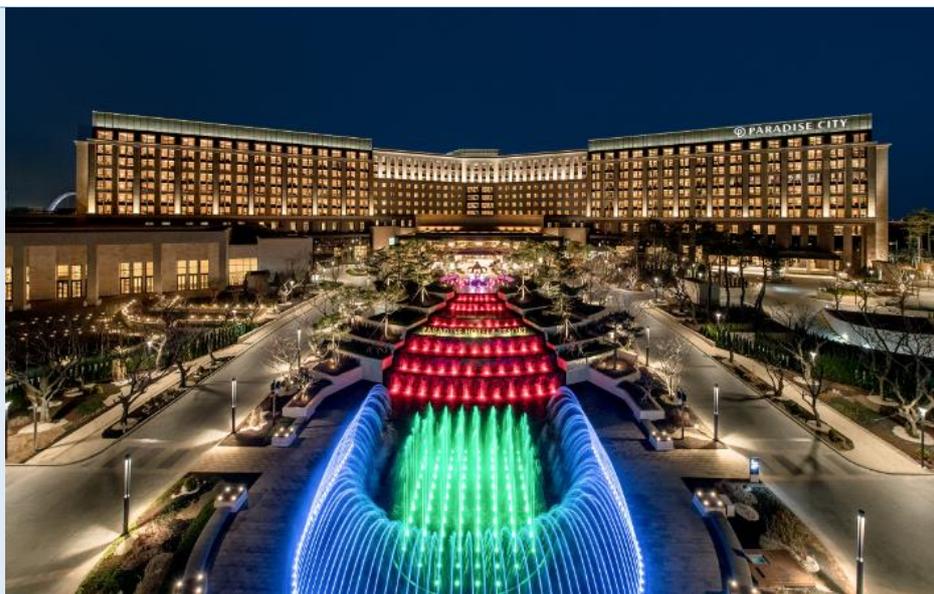
パラダイスシティは 2017 年 4 月に開業。ホテル、カジノ、コンベンション施設等から構成されており、韓国の外国人向けカジノの中で最大級のものとなっている。

図表 2-61 パラダイスシティの概要

名称	Paradise City (パラダイスシティ)
特徴	韓国最大規模の IR、パラダイスシティは、パラダイス・グループがセガサミーグループと協働で、Art と Entertainment の融合をコンセプトに開業した。
地区	仁川
開業年	2017 年 4 月 20 日
初期投資額 (土地取得額を除く)	15,675 億韓国ウォン (1,568 億円)
規模	敷地面積 : 330,000 m <sup>2</sup> 延床面積 : 195,143.73 m <sup>2</sup> カジノ面積 : 15,858.09 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル : Paradise Hotel 711 客室、Art Paradiso 58 客室、 カジノ : 154 テーブルゲーム、351 ゲームマシン その他 : ショッピングモール、コンベンションセンター、レストラン、スパ、プール等

<sup>39</sup> セガサミーホールディングス株式会社資料より

外観



写真提供：セガサミーホールディングス

施設内部



写真提供：セガサミーホールディングス

パラダイスシティ HP、セガサミーホールディングス提供データより作成

③ パラダイスシティの Drop 金額（顧客が現金等の金銭からチップに交換した金額）の状況  
PARADISE CITY 開業により、全体的に Drop 金額は伸張しているものの、国別にみると、中国のみ伸び悩んでいる。

## (2) Grand Korea Leisure Co., Ltd. (グランドコリアレジャー社)<sup>40</sup><sup>41</sup>

### ① IR 事業者の概要

グランドコリアレジャー社は、韓国観光公社の子会社であり、2006 年からセブンラックブランドでカジノを展開する IR 事業者である。

### ② 運営施設の概要

グランドコリアレジャー社は、韓国において江南、江北、釜山の 3 か所において外国人専用カジノを運営している。

図表 2-62 セブンラックカジノ ソウル江南の概要

名称	Seven Luck Casino Gangnam (セブンラックカジノ ソウル江南)
地区	ソウル江南
開業年	2006 年
規模	面積：6,094 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル カジノ：82 テーブルゲーム、121 スロットマシン その他：ショッピングモール、コンベンションセンター、水族館等
外観	 <p>セブンラックカジノ HP より</p>

グランドコリアレジャー社HP、セブンラックカジノ HP 等より作成

<sup>40</sup> グランドコリアレジャー社HP等より

<sup>41</sup> Seven Luck Casino HP

### (3) Kangwon Land, Inc. (カンウォンランド社)<sup>4243</sup>

#### ① IR 事業者の概要

カンウォンランドは、韓国の江原道に本社を置く IR 事業者であり、韓国においてカンウォンランド カジノを運営している。同社は、江原道が設立した江原道開発公社、政府管轄の韓国鉷山開拓株式会社及び 4 つの地方自治体が株式の 51%を保有している。

#### ② 運営施設の概要

3 つのホテル、ゴルフ場、スキー場、カジノから構成され、カジノ面積は約 13,000 m<sup>2</sup>である。

図表 2-63 カンウォンランド カジノの概要

名称	Kangwon Land Casino (カンウォンランド カジノ)
特徴	国内で韓国人が入場できる（9,000 韓国ウォン（約 900 円）の入場税を支払う必要あり）唯一のカジノ施設である。
地区	江原道
開業年	2000 年
規模	カジノ面積：12,793 m <sup>2</sup>
施設構成	ホテル 1,827 室 カジノ：200 テーブルゲーム、1,360 スロットマシン その他：ゴルフ場、スキー場等
外観	

High 1 Resort HP より  
High 1 Resort HP より作成

<sup>42</sup> 「平成 28 年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託」（東京都）より

<sup>43</sup> High 1 Resort HP

### 2-6-3 韓国の規制機関等<sup>44</sup>

韓国ではカジノが外国人専用の施設となり、単純な認可事業として構成され、当初は公安当局がこれを担い、その後文化観光部（現在の文化体育観光部）に所管が移されている。

韓国では 2000 年代以降、違法なゲーム機械による賭博行為が横行し、大きな社会問題になり、2006 年に生じた成人娯楽室と射幸心を煽る電子式機械ゲームがもたらしたスキャンダルが大きな問題となった。このため 2006 年 7 月に韓国国会は「射幸産業統合監督委員会法」(National Gaming Control Commission (NGCC) Act, 規則 8279 号。以下「委員会法」という。)を制定し、2007 年 1 月 26 日に施行されている。

射幸産業統合監督委員会は、ギャンブル産業を統合的に監督することができる行政委員会でもあり、競馬、競輪、競艇、カジノ、ロト、スポーツベッティング（サッカーくじ）、その他ロツテリーくじと全てのギャンブルをその対象としている。

同委員会は、国務総理室傘下に設置され、非常勤の委員 15 名で構成される。その権限は、①国としての包括的賭博産業計画の立案と実践、②賭博産業の過剰な拡大の抑制、即ち賭博産業の全体売上に対する上限(キャップ)設定、総量調整基準の策定。新たな賭博種、施設設置、公告等に関する許可権、③賭博依存症に関する防止・抑止・治癒活動の実践等にある。

全体売上のキャップについては、2009 年に国全体の全ての賭博種の総収益を GDP の 0.58% を上限とするという規定であった。このうち、カジノ賭博に関しては、例えばカンウォンランドの場合、2009 年に設定された上限は 1 兆 579 億韓国ウォンで同年の実際の売上は 1 兆 1,553 億韓国ウォンとなり、974 億韓国ウォンの超過となった。超過分の 50% をカットし、翌年の上限値が設定されることになった。

委員会法第 14 条、同法施行令第 8 条の規定に基づき、同委員会の下に「韓国賭博中毒予防治療センター」(Problem Gambling Counseling Center, PGCC)が国の機関として設置されている。この機関の目的は、賭博依存症に関するカウンセリングや、治療等支援、関連組織に対する財政的支援の供与や、一般公衆教育、人材育成、依存症問題に関する調査研究等となっている。

---

<sup>44</sup> IR\*ゲーミング学会コラム 260 より

## 2-7 フランス

### 2-7-1 フランス IR の概要<sup>45</sup>

フランスではカジノ法（1907年6月公布・施行）により、内務大臣の許可により、一定の判断基準に合致する場合には、温泉観光地に限り、例外的にカジノ運営が許諾されるようになった。同法に基づくカジノ施設とは、レストラン、スペクタクル・ショー、ゲームを自ら担う施設であり、フランスのカジノ事業者とはこの三つの活動を自ら実践する事業者として定義されている。

フランスには2016年時点で201のカジノが存在し、その総収益は22億6,000万ユーロに達する欧州最大の設置数・規模を誇るカジノ大国でもあるが、個別の施設の規模は大きいものではない。<sup>46</sup>

1920年の内務省政令により、首都パリから100Km以内ではカジノの設置が禁止されている。

1987年には従来認められていなかったスロットマシンの設置が認められることになり、ゲーミング・ブームが起こった。また1988年に、人口50万人以上の観光都市（温泉地、海浜リゾート市等）で、施行を担う主体及びこれを支援する基礎的自治体（コミューン）による申請、国による認可を条件に、当該民間主体に国からコンセッションが付与され、カジノ施設の開設と運営が認められることになった。

コミューンと事業者との間で、運営開始後の条件や賦課される個別の義務等の全てが合意されること、が内務省による許可判断の前提になる。このため、地域的・社会的な貢献要件がコミューンとの契約の中で取り決められることが多い。

### 2-7-2 IR 事業者概要

#### (1) Groupe Lucien Barrière (グループ・バリエール)の概要<sup>47</sup>

##### ① IR 事業者概要

グループ・バリエールは、フランス、スイスといったヨーロッパ各地、及びアフリカでカジノ運営を行っている。同グループは高級ホテル、飲食部門、レジャー業界でも活躍を見せている。同グループは1912年にフランソワ・アンドレによって創設され、その後ルシアン・バリエールの指導のもと成長し、現在ではフランスとスイスのカジノ市場の筆頭である。

##### ② 運営施設の概要

グループ・バリエールは現在、合計約30のカジノ施設、約20の高級ホテル、120のレストラン・バーを擁しており、その中には有名ホテルのフォーケ（パリ）も含まれている。

<sup>45</sup> IR\*ゲーミング学会コラム219より

<sup>46</sup> European Casino Association HP より <http://www.europecasinoassociation.org/country-by-country-report/france/>

<sup>47</sup>グループ・バリエール HP

図表 2-64 ホテル・バリエール・ドーヴィルの概要

名称	<b>Hotel Barrière Deauville</b> (ホテル・バリエール・ドーヴィル)	
特徴	同ホテルは 2011 年に行われた主要国首脳会議（G8）で会場を提供。高級感をコンセプトとしている。	
地区	ノルマンディー地方・カルヴァドス県ドーヴィル	
開業年	1911 年	
規模	敷地面積：78,800 m <sup>2</sup> 延床面積：16,700 m <sup>2</sup> カジノ面積：5,000 m <sup>2</sup>	
施設構成	ホテル：688 客室 カジノ：23 テーブルゲーム、367 ゲームマシン	
外観	 <p style="text-align: right;">写真提供：グループ・バリエール</p>	
施設内部	 <p style="text-align: right;">写真提供：グループ・バリエール</p>	

グループ・バリエール提供データより作成

### 2-7-3 フランス IR の租税<sup>4849</sup>

フランスのカジノ税は GGR に対する累進課税（6%から 83.5%の逓増率）であり、国が徴収したあと、10%を地方の規制当局に払い戻す。さらに、カジノが立地している市町村との間に協定を結び、GGR の 15%を超えない範囲の課税額を収める。また、GGR の 3%を社会保障負債返済拠出金（Contribution au Remboursement de la Dette Sociale; CRDS）、スロットマシンに係る GGR の 68%と 1,500 ユーロ以上の勝ち金の 12%を一般社会拠出金（Contribution Sociale Généralisée; CSG）に拠出する。なお、付加価値税（Taxe sur la Valeur Ajoutée; TVA）は免除されている。<sup>50</sup>

---

<sup>48</sup> Thomson Reuter HP より

<sup>49</sup> Barrière Annual report より

<sup>50</sup> 一般社会拠出金は所得を賦課ベースとする社会保障目的で 1991 年に導入された。また、社会保障負債返済拠出金は、社会保障の累積赤字（特に疾病保険部門）返済を目的（当初 13 年間限定であったが現在では無期限）として 1996 年に創設された。（厚生労働省 定例報告より）

## 2-8 オーストラリア

### 2-8-1 オーストラリア IR の概要<sup>51</sup>

オーストラリアでは 1970 年代に至るまでカジノ施設が導入されていなかった。

1973 年にタスマニア州のホバート（Hobart）にあるレストポイント・ホテルカジノ（Wrest Point Hotel Casino）が同国初のカジノであり、英国式の小規模なカジノ施設として開業した。

その後 1970 年代の景気低迷を背景に、各州政府がカジノの合法化に追随し、各州にカジノが建設された。1980 年代初めに、クイーンズランド州、南オーストラリア州及び西オーストラリア州において地域経済再建の刺激策としてカジノが合法化され、米国式の比較的大規模なカジノ施設が開業した。一方、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、及びオーストラリア首都特別地域（Australian Capital Territory, ACT）では、犯罪率上昇などの懸念からカジノの導入が遅れていたが、1994 年にキャンベラにカジノが開業し、1997 年にはシドニーとメルボルンに大規模な集約型エンターテインメント施設が開業した。この頃からオーストラリアのカジノ施設は、ラスベガスやマカオと同様に非ゲーミング部分のサービスや施設を拡大していった。

オーストラリアのカジノは大半がオーストラリア資本の事業者によって運営されており、各州を独占または寡占する状態になっている。

### 2-8-2 IR 事業者概要

#### (1) Crown Resorts Limited (クラウン・リゾーツ社)

##### ① IR 事業者概要

クラウン・リゾーツ社はオーストラリア最大級のエンターテインメント・グループの 1 つで、同国の観光産業、雇用と従業員教育、及び社会責任プログラムに対して貢献している。グループの中心的な企業と投資は、リゾート・セクターである。

オーストラリアでは、現在、クラウン・メルボルンとクラウン・パースの 2 つを所有・運営しており、シドニーでも施設の整備を進めている。

オーストラリア以外でも、英国ロンドン（ウエストエンド・エンターテインメント地区のハイエンドの公認のカジノの 1 つ）で、カジノ運営を展開している。

<sup>51</sup> Australian Institute for Gambling Research, university of Western Sydney Macarthur (1999.10) "Australian Gambling Comparative History and Analysis" 及び IR\*ゲーミング学会コラム 249 より

## ② 運営施設の概要

図表 2-65 クラウン・メルボルの概要

名称	Crown Melbourne (クラウン・メルボルン)
特徴	南半球最大のカジノと、世界トップクラスを誇る洗練された 3 つのホテルが中核施設である。
地区	ビクトリア州メルボルン
開業年	1997 年
初期投資額 (土地取得額を除く)	20 億豪ドル (1,600 億円)
規模	敷地面積 : 85,000 m <sup>2</sup> 延床面積 : 550,000 m <sup>2</sup> カジノ面積 : 40,000 m <sup>2</sup>
施設構成	カジノ : 540 ゲームテーブル、2,628 ゲームマシン ホテル : 3 ホテル 1,604 客室 その他 : コンベンションセンター、レストラン、バー、ショッピングモール等
年間来場者数	2,100 万人 (2018 年度)
外観	 <p style="text-align: right;">クラウン・リゾーツ社 HP より</p>

クラウン・リゾーツ社提供データ、クラウン・リゾーツ社 HP、Annual report より作成

## ③ 運営施設 (シドニー計画) の概要<sup>52</sup>

クラウン社はシドニーで大規模 IR (総投資額 20 億豪ドル) を建設中であり、2021 年に開業予定 (施設名 : クラウン・シドニー・ホテルリゾートである。シドニー初の 6 ツ星ホテル、レストラン、バー、ショッピングモール、プールと温浴施設、会議室、カジノ施設等から構成される予定である。) である。

<sup>52</sup> クラウン・リゾーツ社 HP 6

### 2-8-3 オーストラリアの規制当局等

オーストラリアでは、インターネット・ゲーミング等を除き州政府によりゲーミングの規制が行われている。例えば、シドニーがあるニューサウスウェールズ州では、1992年にカジノ管理法（Casino Control Act 1992）に基づきカジノ管理局（Casino Control Authority）<sup>53</sup>が設立され、1994年12月に州最初のカジノ免許を Sydney Harbour Casino Pty Ltd に付与した。

---

<sup>53</sup> カジノ管理局（Casino Control Authority）は、Miscellaneous Acts (Casino, Liquor and Gaming Control Authority) Amendment Act 2007に基づき、2008年6月に廃止となり、Casino, Liquor and Gaming Control Authority Act 2007に基づき設立した Casino, Liquor and Gaming Control Authorityへ役割・機能を移管した。Casino, Liquor and Gaming Control Authorityは、2012年に、現在の Independent Liquor and Gaming Authority に名称変更している。

## 2-9 オーストリア

### 2-9-1 オーストリアカジノの概要<sup>54</sup>

オーストリアでは1933年に財務省による「カジノ政令」(Spielbankverordnung)が制定され、①国がカジノ運営の許認可等に係る専権を保持すること、②観光振興とその維持、税収確保・投資誘致・雇用拡大を施行の目的とすること、③実際の施設整備・運営は民間事業者に免許を付与して民に委ねること、④国が規制者、監督者として許諾民間事業者を監視すること等が取り決められた。

翌1934年には国営企業であるÖsterreichische Casino AGが設立され、バーデン、ザルツブルグ、キッツビュールにカジノを開業した。その後、カジノ運営は中断することとなったが、1955年以降、本格的なカジノ施設の運営が再開された。

オーストリアでは市場環境や経済状況を勘案しながら、段階的に立地・施設数を増やす施策がとられたが、カジノ免許を取得できる民間主体は1)オーストリアに在住する同国企業で、2)自己資本比率や実績等の要件が法定されており、国の要求基準を満たせる企業は戦前よりカジノ・オーストリア(Casinos Austria AG)しか存在しなかった。このため同社の1社独占状態が現在に至るまで継続している。

### 2-9-2 IR 事業者概要

#### (1) Österreichische Casino AG (カジノ・オーストリア・グループ)<sup>55</sup>

##### ① IR 事業者の概要

1967年に現在のカジノ・オーストリアの原型であるÖsterreichische Spielbanken AGが設立され、Österreichische Casino AGの業務を引き継いだ。

その後も順調にオーストリア各地にカジノを開業していく中、1977年には、国外進出のため、グループ社としてCasinos Austria International (“CAI”；カジノ・オーストリア・インターナショナル)を設立した。現在、ヨーロッパを中心に14ヶ国、33軒のカジノを運営している。

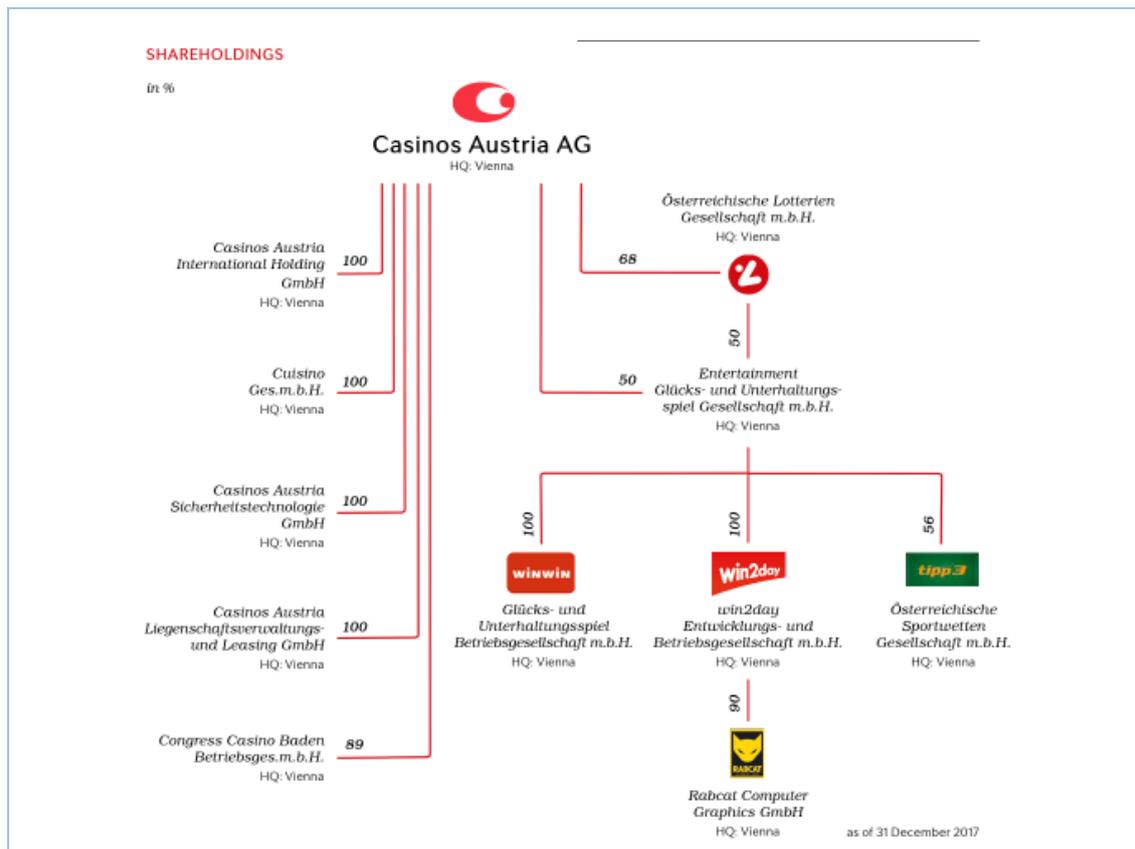
##### ② グループ会社の概要

- ・Casinos Austria オーストリア国内で12軒のカジノを運営。
- ・Casinos Austria International オーストリア国外14か国で33軒のカジノを運営。
- ・Austrian Lottery 宝くじに関する業務を実施。古典的な宝くじ業務のほか、子会社を通じてビデオ・ロタリー、オンライン・ロタリー、及びサッカーくじに関連する業務も実施。
- ・Cuisino レストランを運営。
- ・その他不動産会社など

<sup>54</sup> IRゲーミング学会コラム232より

<sup>55</sup> カジノ・オーストリア・グループ Annual report 2017

図表 2-66 カジノ・オーストリア グループ会社関係図



Casino Austria and Austrian Lotteries Group Annual report 2017 より抜粋

### ③ 運営施設の概要

オーストリア国内でカジノ 12 軒を運営している。

図表 2-67 オーストリア国内で運営するカジノ（12 軒）

Casino Barden	Casino Linz
Casino Bregenz	Casino Salzburg
Casino Graz	Casino Seefeld
Casino Innsbruck	Casino Velden
Casino Kitzbühel	Casino Wien
Casino Kleinwalsertal	Casino Zell am See

### 2-9-3 オーストリアのカジノ規制機関等<sup>56</sup>

カジノを規制する法律は 1989 年に施行された連邦ゲーミング法(Gluckspielgesetz、GSpG Federal Law on Games of Chance)である。スポーツベッティングは、個別州法によって規制されている。

オーストリアではギャンブルを規制する個別の規制機関は存在せず、制度上、財務省がカジノ事業者の免許付与・はく奪権限を持っている。

しかしながら、同国のカジノ事業は事実上カジノ・オーストリアの独占事業状態となっており、同社を通じてギャンブル行為を監視するという立場に立っている。このため、監督権限はあるものの、詳細な規則等は存在しない。機械ゲームの認証、監査も国の認可を必要とせず、法的な制限もない。全てカジノ・オーストリアの自己責任の範囲となり、明確な規制は存在しないといえる。

カジノに関する税制は、テーブルゲーム総粗収益に対する段階的累進課税（35%から 80%の逡増率）は国が徴収するが、スロットマシンの総粗収益に関しては地方政府が独自に課税権を保持し、徴収するという形式を取っている。

---

<sup>56</sup> IRゲーミング学会コラム 232 より

### 3. 世界各国の IR における再投資に関する事例

#### 3-1 世界各国の IR 事業者による再投資の比較検証

##### (1) 再投資調査の位置づけ及び類型例

IR 整備法第 15 条第 3 項において、IR 事業者はカジノ事業で得られた収益を IR の整備その他事業内容の向上に充てるよう努めなければならない（「再投資」の努力義務を要する）とされているところから、IR 事業者に求める再投資の内容の参考とすべく、世界各国の IR 事業者の再投資に関する実態を調査した。

再投資については、IR の日常的な保守・修繕から、大規模改修や新規施設の開発等、様々な内容に区分される。再投資の類型例として、アップグレード、リノベーション、メンテナンス等があげられる。

##### (2) 再投資を義務付ける制度の有無および概略

諸外国の法令は、必ずしも IR 全体を規制・監督するものではないが、規制当局により、再投資を義務付ける制度が定められている国・地域がある。

調査対象の国・地域においては、カジノ免許の更新申請時等に再投資を含む事業計画等の提出を IR 事業者を求める国・地域が多かった。しかしながら、シンガポールやマカオでは、IR 事業者の経営判断として、IR の魅力を高めたり、競争力を維持するために、多くの IR 事業者においては、当初計画や規制当局から求められる条件等を上回る再投資が行われている。

米国 MA 州では具体的な再投資の規模が法律で定められており、毎年度 GGR の 3.5%を上回る金額を再投資することが求められているが、規制当局に複数年度の再投資計画を提出して承認を受けた場合、複数年度（現在は、運用上 5 年間とされている。）の中で、GGR の 3.5%を下回る金額の再投資を行う年度が含まれることも認められることとされている。

図表 3-1 再投資を義務付ける制度等の状況

	シンガポール	マカオ	米国 NV 州	米国 MA 州	その他
<b>制度の有無</b>	○	○	×	○	△
<b>概略</b>	カジノ免許の更新申請時に再投資計画を提出することが求められており、当該計画に基づき再投資を行うことが IR 事業者に求められることになる。	政府と事業者が締結するコンセッション契約に投資計画が添付されており、当該計画に基づき投資を行うことが IR 事業者に求められることになる。	義務付ける制度等はない。	毎年度 GGR の 3.5%以上を再投資することが求められている。ただし、規制当局に複数年度の再投資計画を提出して承認を受けた場合、複数年度の中で、GGR の 3.5%を下回る金額の再投資を行う年度が含まれることも認められる。	政府が再投資計画を確認している国・地域もある。
<b>補足</b>	第三者機関（評価委員会）に再投資計画の確認権限が与えられており、規制当局は第三者機関の評価を参考にカジノ免許の更新の判断を行っている。	上記に加え、マカオ政府が各 IR 事業者に対して非ゲーミング分野への注力を要請している。	規制当局からの監視・監督対象では無いが、IR 事業者から業務報告の一環として規制当局に対して情報提供を行っている。	再投資計画の提出は年 1 回求められるが、2018 年に最初の施設が開業したばかりであり、詳細な運用方法は今後定められるものと考えられる。	フィリピンでは、カジノ免許取得時に規制当局から最低投資額の達成義務が課され、定められた期間内の履行を求められ、その進捗状況について毎年審査を受ける。

### 3-2 シンガポールにおける再投資の事例

#### (1) シンガポールの概要

RFP 提案時には初期投資の額に加え、開業後 10 年目までの再投資計画も示すこととなっており、IR 事業者は当該計画を着実に実施することが求められる。

RFP の条件として借地権の価格が明示されており、また当初 10 年間は免許を 2 か所に限定することがカジノ管理法 (Casino Control Act) において定められていたことから、各事業社が RFP 提案を行うにあたっては、借地権の価格変動のリスクや競合施設の新設といったリスクを考慮せずに投資額の検討を行うことが可能であった。

カジノ免許の 3 年ごとの更新は、カジノ規制庁 (CRA : Casino Regulatory Authority) によるが、当該更新の判断材料の 1 つとして、カジノ管理規則 (Casino Control Regulations) に基づく第三者機関である評価委員会 (Evaluation Panel) が意見を提示することとなっている。

評価委員会は 2012 年の法律改正に伴い設立された機関であり、その目的は主に IR における非ゲーミングに関する取組状況を評価し、カジノ規制庁に対して意見を述べることとされており、評価に際しては、IR 事業者から今後の再投資計画等の情報を提出させることが権限として認められている。また、カジノ管理規則において、評価委員会は、KPI を設定して IR のパフォーマンスを評価することとされていることから、IR への訪問客数や満足度に関するもののほか、IR への再投資の規模や頻度に関する KPI について評価を行っている。

#### (2) シンガポールにおける IR 事業者による再投資の概要

リゾート・ワールド・セントーサを運営するゲンティン・シンガポール社及びマリーナベイ・サンズを運営するラスベガス・サンズ社ともに、RFP 提案時及び評価委員会の要請があった際に提出する再投資計画に従って再投資を行っているところである。特にホテルについては、国内の IR 以外のホテルと比較して、極めて高い稼働率で推移していることから、改修工事が多く発生している。

### **3-3 マカオにおける再投資の事例**

#### **(1) マカオの概要**

IR 事業者は、コンセッション契約の際に添付した投資計画に沿って投資を行わなくてはならないことになっており、非ゲーミング部分への投資も監視対象となっている。

なお、マカオ政府は、観光客数が急速に増えることによるインフラの不足や人手不足等を懸念しているため、各 IR 事業者に対して段階を分けて開発を進めるよう要請している。また、マカオ政府は多様な観光客を呼び込むために、MICE 等の非ゲーミング分野への注力を要請しており、IR 事業者はそういった要請に呼応して非ゲーミング施設への再投資を行っている。

また、更に観光客等の来訪を促進するため、各 IR 事業者が新施設を開業させるのと並行して、2018 年 10 月にマカオと広東省珠海市及び香港を結ぶ港珠澳大橋を開通させる等、マカオ政府としてもインフラの充実に取り組んでいる。

#### **(2) マカオにおける IR 事業者による再投資の概要**

宿泊施設について極めて高い稼働率を維持している等、コンセッション契約時に提示した事業計画を上回る状況となっていることから、政府による段階に応じた開発やインフラの充実と並行した開発方針と協調しながら、各 IR 事業者は積極的に新たな施設の整備等を行っている。

### 3-4 アメリカ合衆国ネバダ州（米国 NV 州）における再投資の事例

#### （1）米国 NV 州における IR 事業者の再投資の概要

米国 NV 州のゲーミング管理法では、IR 事業者から規制当局への再投資に関する計画の提出や再投資に関して一定金額の支出等は定められておらず、再投資の実施は IR 事業者の経営判断により行われている。ただし、経営戦略の根本的な考え方や、一貫性等について規制当局から問われることはある。

ヒアリングを行った米国 NV 州に本拠地を置く大手 IR 事業者各社は、どの国・地域の IR 市場であっても、競争優位性の確保には自社施設への再投資は欠かすことできないものとの認識で共通している。

米国 NV 州においては、ラスベガス・ストリップ沿いに立地する既存 IR では旺盛な投資が行われており、ホテル等の高い施設稼働率により損耗する施設へのメンテナンスだけでなく、会議場や展示場の新しいカーペットやエアウォールの導入をはじめとしたリノベーション、また購入した土地にて新しいエンターテイメント施設等の建設等が行われている。

### 3-5 アメリカ合衆国マサチューセッツ州（米国 MA 州）における再投資の事例

#### （1）米国 MA 州における IR 事業者の再投資の概要

米国 MA 州の拡大ゲーミング法（Expanded Gaming Act）（Section 21. (a) (4)）では毎年度 GGR の 3.5%以上の金額を再投資することが IR 事業者には義務付けられている。しかしながら、規制当局より投資計画の承認を受けることにより、複数年度の中で、GGR の 3.5%を下回る金額の再投資を行う年度が含まれることも認められている。

#### （2）再投資をめぐる米国 MA 州規制当局と IR 事業者の協議について

2018 年に最初の IR が開業されたばかりであり、再投資に関する規定の詳細な運用方法は現時点で確定されていないが、単なるメンテナンス費用は再投資に含めず、IR として価値を向上させるような支出を再投資とすることをゲーミング委員会では見通しをたてていることがヒアリングから伺えた。なお、再投資をめぐる IR 事業者とゲーミング委員会の協議は年 1 回のペースで実施される予定であり、その協議の中で詳細な運用方法が確定されていくことが想定される。

拡大ゲーミング法が、複数年度の投資計画の中で、GGR の 3.5%を下回る金額の再投資を行う年度が含まれることも認めていることに関し、IR 事業者に対するヒアリングにおいて、IR 事業者からは歓迎する意見があった。

### 3-6 その他地域における再投資の事例

#### (1) 各国における制度概要

韓国、フィリピン、フランス、オーストラリアにおいて IR を運営する事業者にはヒアリングを行ったところ、フィリピンにおいてはカジノ免許取得時に規制当局から最低投資額が課され、当局と事業者が合意した期間内の履行を求められ、毎年履行状況の確認を受けることがヒアリングから伺えた。

図表 3-2 各国における再投資に関する概要

国・地域	再投資に関する概要
韓国	再投資に関する規制は特になく、再投資計画を事前に規制当局へ提出することはなく、評価を受けることもない。
フィリピン	GGR の一定割合を再投資するなど定めた法令はないが、カジノ免許取得時に規制当局から最低投資額の達成義務が課され、定められた期間内の履行を求められ、毎年審査を受ける。再投資に関する規制は特になく、再投資計画を事前に規制当局へ提出することはなく、評価を受けることもない。
フランス	再投資に関する規制は特になく、再投資計画を事前に規制当局へ提出することはなく、評価を受けることもない。
オーストラリア	再投資に関する規制は特になく、再投資計画を事前に規制当局へ提出することはなく、評価を受けることもない。

## 4. 世界各国の IR における地域貢献に関する事例

### 4-1 世界各国の IR 事業者による地域貢献の比較検証

#### (1) 地域貢献の位置づけ及び種類例

IR 整備法第 15 条第 3 項において、IR 事業者はカジノ事業で得られた収益を認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならない（「地域貢献」の努力義務を要する）とされているところから、IR 事業者に求められる地域貢献の内容の参考とすべく、世界各国の IR 事業者の地域貢献に関する事例を調査した。

地域貢献については、法律により、カジノ税等として一般財源として徴収された後に、地域貢献のための費用に充てられるもの、IR 事業者から徴収するカジノ税や手数料等の一部が地域貢献への特定財源として徴収された後に、地域貢献のための費用に充てられるもののほか、特定の基金への資金拠出や、依存症対策を含む社会事業の実施を IR 事業者に義務付けている国・地域が見られた。また、法律により一定の義務付けを行うのではなく、その具体的内容について政府・自治体と IR 事業者が協議を行っているケースもあった。

このほか、IR が立地されているコミュニティとの良好な関係構築等を目的として、自主的に地域貢献に取り組んでいる例が多く見られ、特に CSR の一環として従業員への福利厚生充実、地球環境問題への取組み、チャリティイベントやボランティア活動の支援など様々な活動を手掛けている。

#### (2) 地域貢献を義務付ける制度の有無及び概略

シンガポール、マカオ、米国 MA 州等においては、カジノ税として徴収した税金の一部を国・地方政府が地域貢献に充当するという方式を採用している。

IR 事業者の CSR としての取組はどの国・地域でも行われており、その内容は多岐にわたる。

図表 4-1 規制当局による地域貢献の義務付け制度の概要

	シンガポール	マカオ	米国 NV 州	米国 MA 州	その他
<b>税金や入場料等の制度の有無</b>	○	○	×	○	△
<b>概略</b>	カジノ入場料はすべて政府に支払われ、社会貢献活動に充てられる。	GGRの一部が地域貢献・社会貢献施策に活用される。	特に無し	カジノ税全額が社会貢献基金及び基礎自治体への交付金に充当される。	社会貢献事業の基金への拠出や、事業実施への協力を義務付けられることがある。
<b>補足</b>	自国民及び永住在住者について、入場料が必要である。	GGRの最大2%は、文化、経済等の振興・発展・研究に、最大3%は都市開発や観光振興に、充てられる。	特に無し	カジノ税のほか、事業者は地元自治体と社会貢献の実施を含む協定締結が義務付けられている。	フィリピンにおいてはインフラ整備や社会文化活動の基金への資金拠出。オーストラリアでは、GGRの一定率を依存症対策、環境保全等の基金に積立てる制度が一部の州で存在することを確認できた。

## 4-2 シンガポール

### (1) シンガポールの概要

カジノ管理法 (Casino Control Act) 116.-(1)において、シンガポール国民及び永住在住者は、カジノ施設に入場する際に、連続する 24 時間当たり、1 人につき 100 シンガポールドル (約 8,000 円) または年間 2,000 シンガポールドル (約 160,000 円) 支払うことが義務付けられている。また、同法 116. (2) において、当該入場料については、IR 事業者がすべてトータリゼータ庁 (Totalisator Board) に納めることとなっており、社会貢献活動に充てることとされている。

## **(2) IR 事業者による地域貢献の取組**

各社とも制度的な要請に基づくものに加えて、チャリティイベントへの後援や従業員によるボランティア活動への参加等、CSR の一環として各種取組を積極的に行っている。

その他にも、地元企業から食材・物品等を調達するなどを通じた地域経済への貢献、国・地域内における数千人規模の雇用と、教育や福利厚生 の充実等様々な面で貢献している。

### **4-3 マカオ**

#### **(1) マカオの概要**

カジノ税率はカジノ・ゲーミング管理法にて GGR の 40%と定められている。そのうち、35%については特別ゲーミング税として固定されているが、残り 5%については政府と IR 事業者の協議により社会貢献に充てられることになっている（税率の変更も可能。）。詳細な内訳は以下の通りである。

- ・35%：特別ゲーミング税（special gaming tax）。政府の一般予算に充てられる。（マカオ特別行政区 法令第 16/2001 号第 27 条 2 項）
- ・最大 2%：社会貢献費としてマカオ政府が設立したマカオファンデーションへ拠出され、用途は文化、経済等の振興・発展・研究とされている。具体的な拠出割合は法律の範囲内でマカオ政府の代表である行政長官が決めることとなっており、これまで 1.6%から変更されたことはないが、いつでも変更することが可能である。（5-2（1）参照（マカオ特別行政区 法令第 16/2001 号 22 条 7 項））
- ・最大 3%：用途は、都市開発や観光振興とされている。具体的な拠出割合はマカオ政府と IR 事業者の協議により決定されることとされており、SJM を除く 5 社は 2.4%、SJM は 1.4%とされている。SJM は過去、フェリーターミナルや空港、サイエンスミュージアム、橋の建設に貢献しており、現在もクリアポートを運営していること等を理由に税率が抑えられている。（5-2（1）参照（マカオ特別行政区 法令第 16/2001 号 22 条 8 項））

GGR に対する最大 40%の課税に加え、annual premium と称される定額の納税がカジノ・ゲーミング管理法により求められており、3 千万パタカ（約 4 億円）に加え、テーブルやスロット数に応じた支払いが必要である。VIP 向けテーブルは 30 万パタカ（約 420 万円）／台、Mass 向けテーブルは 15 万パタカ（約 210 万円）／台、スロットは 1 千パタカ（約 14,000 円）／台である（5-2（1）参照（マカオ特別行政区 法令第 16/2001 号 20 条））。

## **(2) IR 事業者による地域貢献の取組**

各 IR 事業者においては、地域コミュニティの一員として、積極的に様々な取組が行われている。

例えば、交通渋滞の軽減対策、スポーツ大会の協賛、アート活動への支援、台風被害に際しての復旧支援、清掃活動への協力等が行われている。

また人材開発にも力をいれており、従業員のキャリア開発に加え、職場見学の場の提供による従業員以外の者の教育への支援も行われている。

その他にも、調達プロセスにおける地元中小企業の優先やギャンブル依存症対策等が行われている。

#### 4-4 アメリカ合衆国ネバダ州（米国 NV 州）

##### （1）米国 NV 州の概要

米国 NV 州のカジノ管理法は、特定の社会貢献の実施や、ゲーミング税以外の租税負担等を IR 事業者に求めている。

しかしながら、IR 事業者へのヒアリングにより、雇用機会の提供や観光振興を含む地域活性化にむけた取組や支援など、CSR 活動の実施に責任を持つべきと IR 事業者が認識し、自発的に様々な取組や支援を行っていることが伺えた。

図表 4-2 NV 州における IR 事業者による事業活動の概要

項目	概要
雇用	IR の運営に当たって、大規模な雇用を創出することに加え、福利厚生や研修制度の充実等にも積極的に取り組んでいる。
環境	ごみのリサイクルや CO2 削減、食料廃棄の削減等に取り組んでいる。
教育	職場見学の場の提供やインターンシップ等に取り組んでいる。
ボランティア	従業員によるボランティア活動に取り組んでいる。
チャリティイベント	チャリティを要請するマラソンイベント等を支援している。
災害復旧支援	支援物資や金銭の寄付、清掃活動等を行っている。
地元企業からの調達	地元中小企業から優先して調達を行っている。
非営利団体への寄付	芸術関係等の非営利団体への寄付に加え、アーティストの誘致等も行っている。
依存症、マネー・ロンダリング対策	従業員への研修等を通じて徹底を図っている。

#### 4-5 アメリカ合衆国マサチューセッツ州（米国 MA 州）

##### （1）米国 MA 州の概要

###### ① 米国 MA 州政府が徴収するカジノ税について

拡大ゲーミング法 Section 55. (a)により、カテゴリ-1 免許保有者へのカジノ税率は GGR の 25% とされている。また同法 Section 59.(2)によりカテゴリ-1 免許の税収入の配分先と、配分割合が定められている（詳細は図表 4-3 参照）。

図表 4-3 米国 MA 州カジノ税の税収配分

対象事業	配分割合
基礎自治体への交付金 (Local Aid Fund)	20%
公共交通インフラ基金 (Transportation Infrastructure and Development Fund)	15%
教育基金 (Education Fund)	14%
財政調整基金 Commonwealth Stabilization (Rainy Day) Fund	10%
債務繰上返済金 (Accelerated Debt and Defeasance)	10%
ゲーミング経済開発基金 (Gaming Economic Development Fund)	9.5%
コミュニティ負担緩和基金 (Community Mitigation Fund)	6.5%
公共衛生信託基金 (Public Health Trust Fund)	5%
地域公共工事基金 (Local Capital Improvement Fund)	4.5%
競馬開発基金 (Race Horse Development Fund)	2.5%
マサチューセッツ州文化協議会 (Massachusetts Cultural Council)	2%
マサチューセッツ観光基金 (Massachusetts Tourism Fund)	1%

(MA ゲーミング委員会ホームページ資料よりみずほ総合研究所作成)

② ホストコミュニティ協定 (Host Community Agreement) について

米国 MA 州の免許審査制度の特徴として、拡大ゲーミング法 Section 15. (8) において自治体とのホストコミュニティ協定締結を IR 事業者に対し義務付けしている点が挙げられる。同条では、自治体への環境負担金に相当するコミュニティ影響料 (Community impact fee) の支払いに関して協定書に明記することを義務付けている。既に開業されている IR の事業者及び今後開業予定の IR の事業者と立地自治体の協定内容の概要は以下の通りである。

図表 4-4 ホストコミュニティ協定の内容の概要

	スプリングフィールド市/MGM	エバレット市/Wynn
<b>IR 事業者から自治体へのコミットメント（支払い義務のある事項）</b>		
<b>開業前に納付する金額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防、教育、インフラ（2.5 百万米ドル）</li> <li>・制約なし交付金（1 百万米ドル）</li> <li>・周辺コミュニティ対策金（0.5 百万米ドル）</li> <li>・不動産税（10 百万米ドル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前払金（30 百万米ドル）</li> </ul>
<b>毎年納付する金額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産税（17.6 百万米ドル/年）*</li> <li>・警察、消防、教育、インフラ（2.5 百万米ドル/年）</li> <li>・地域開発金（2.5 百万米ドル/年）</li> <li>・その他、少額財政支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産税（20 百万米ドル/年）</li> <li>・コミュニティ影響料（5 百万米ドル/年）</li> <li>・エバレット市民活動基金（0.25 百万米ドル/年）</li> </ul>
<b>地元企業支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内及び周辺地域に立地する地元企業からの調達（目標 50 百万米ドル/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元店舗で使用可能なギフト券を調達し、そのギフト券を Wynn 顧客に配布（50,000 米ドル/年）</li> <li>・地元企業から調達実施の努力義務</li> </ul>
<b>その他納税</b>	（特に無し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル税、飲食税（見込約 2.5 百万ドル/年）</li> </ul>
<b>IR 事業者から自治体へのコミットメント（その他支払いを含まない事項）</b>		
<b>投資関連</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーミング委員会に提出した事業計画に含まれる投資内容の確実な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 億米ドルの投資計画の実施</li> </ul>
<b>雇用関連</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設作業員 2000 名の雇用創出</li> <li>・従業員 3000 名（うちフルタイム 2200 名）の雇用創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設作業員及びフルタイム従業員 8000 名分の雇用創出</li> <li>・エバレット市民を優先的に採用</li> </ul>
<b>地域交通関連</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通渋滞の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通渋滞の緩和策の実施</li> <li>・水上タクシーの整備</li> </ul>
<b>エンターテイメント関連</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Mass Mutual Center でのイベント開催（4 回/年×最低 8 年間）</li> <li>・屋外スケートリンク設置（最低 5 年間）</li> <li>・その他、文化施設等でのイベントの開催の公約</li> </ul>	（特に無し）
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親会社による締結内容実施の保証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌改良の実施</li> <li>・選挙、住民投票への事務費用の負担</li> </ul>
<b>自治体から IR 事業者へのコミットメント</b>		
<b>許認可及び立法</b>	（特に無し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業に必要な許認可の交、立法による支援</li> </ul>
<b>規制当局関連</b>	（特に無し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーミング委員会への基金交付の請願を行うこと</li> </ul>
<b>その他</b>	（特に無し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙、住民投票の実施</li> </ul>

### ③ 周辺コミュニティ協定について

拡大ゲーミング法 Section 15. (9)では IR を受け入れる地元自治体だけでなく、交通渋滞等社会的の影響を受ける近隣自治体とも周辺コミュニティ協定 (Surrounding Community Agreement) を締結することを IR 事業者に求めている。なお、ホストコミュニティ協定と同様、自治体への環境負担金に相当するコミュニティ影響料 (Community impact fee) の支払いに関して協定書に明記することを義務付けている。

ただし、周辺コミュニティ協定の協議が難航することもあり、ゲーミング委員会では IR 事業者と近隣自治体との周辺コミュニティ協定締結に向けた仲裁も行っている。

## 4-6 その他地域

### (1) 各国における制度概要

フィリピンにおいては、カジノ収益に対する課税に加え、インフラ整備や社会文化活動の支援を行うため、遺産復興基金に GGR の 2%を拠出することも求められている。

オーストラリアでは州政府がカジノ免許交付、規制、課税に係る権限を持っている。従って州ごとに課税対象や税率、またカジノ利益の一部を社会貢献への充当する制度が定められている。例えばメルボルンが位置するビクトリア州の税率は、ゲームマシンに係る GGR の 31.57%、テーブルゲームに係る GGR の 21.25%に加え、金額に応じた変動部分で計算され、さらに GGR の 1%がコミュニティ利益基金 (Community Benefit Levy) として依存症対策のために使われる。西オーストラリア州では、ゲームマシンの税率は GGR の 12.42%、テーブルゲームの税率は国内顧客分については GGR の 9.37%、国外の VIP 客については 1.75%などとカテゴリーに応じて細かく定められており、また GGR の 2%を基金充当 (levy) として徴収し、公園や河川環境の保全のために使用することが定められている。<sup>57</sup>

### (2) IR 事業者による地域貢献の取組

それぞれの国において各 IR 事業者は許認可に基づいてカジノ事業を行っているため、納税や特定の基金への支出等の制度的な要請に従った運営を行うことが求められている。

それらに加えて、自主的な取組として、周辺で行われるイベントの開催支援や文教施設の整備支援等の社会貢献活動を行っている事例も確認された。その他、フィルムフェスティバル、ローカルイベント、文化芸術人への支援、美術館等の整備、障がい者へのサポート活動、ボランティア活動等を行っている。

<sup>57</sup> "A Guide to Australasia's Gambling Industries" Australian Gaming Council より

## 5. 参考資料

### 5-1 シンガポール

#### (1) 法律

##### **Casino Control Act**

##### **Two casinos only**

41.—(1) The Authority shall, during the period of 10 years commencing from the date on which a second site for a casino is designated by an order made under section 2(2), ensure that there are not more than 2 casino licences in force under this Act at any particular time.

(2) A casino licence is to apply to one casino only.

##### **Evaluation panel to form opinion on integrated resort**

45A.—(1) The Minister may appoint 3 or more persons to form an evaluation panel to evaluate the following, in relation to any integrated resort:

- (a) the visitor appeal of the integrated resort;
  - (b) the comparability of the integrated resort or any part thereof to similar attractions or facilities internationally or to the prevailing industry standards in respect of each such attraction or facility;
  - (c) the degree to which the integrated resort or any attraction or facility therein meets the prevailing market demand in respect of the integrated resort, attraction or facility; and
  - (d) the contribution of the integrated resort to the tourism industry in Singapore.
- (2) Each member of the evaluation panel shall be appointed on such conditions and for such term as the Minister may determine.
- (3) The Minister may appoint a secretary and such other officers as may be required to enable the evaluation panel to carry out its functions under this section.
- (4) In formulating its opinion on the matters in subsection (1) in relation to any integrated resort, the evaluation panel shall call for and consider the views of the applicant for the casino licence and any party to the Development Agreement concerning that integrated resort and may also do all or any of the following:
- (a) request the applicant for the casino licence to furnish one or more of the following:
    - (i) revenue and other financial information on the integrated resort, including

- such itemised information about each attraction in the integrated resort;
  - (ii) the reinvestment plans or maintenance plans for any part of the integrated resort;
  - (iii) any survey carried out about a performance indicator for any aspect of the integrated resort;
  - (iv) such other documents or information relating to the integrated resort as the evaluation panel may consider necessary;
  - (b) enter any part of the integrated resort and inspect it;
  - (c) call for and consider the views of persons with the necessary experience or expertise;
  - (d) assess the quality of the integrated resort, or any part thereof, against such performance indicators and standards, and using such methodology, as may be prescribed.
- (5) The evaluation panel shall, upon the conclusion of its evaluation —
- (a) give the Authority its opinion on the matters in subsection (1); and
  - (b) state, in its opinion, when the next evaluation should be carried out.
- (6) Nothing in this section shall prejudice the enforcement of any right or claim by or against any party to a Development Agreement arising out of an opinion of the evaluation panel under subsection (5).
- (7) The Minister may make regulations generally for the carrying out of or giving effect to the purposes of this section, and may prescribe anything required or permitted to be prescribed under this section.
- (8) In this section, “Minister” means the Minister charged with the responsibility for tourism development and promotion.

### **Entry levy**

116.—(1) Subject to subsection (3), a casino operator shall not allow any person who is a citizen or permanent resident of Singapore to enter or remain on the casino premises at any time on any day unless the person has paid to the casino operator an entry levy of —

- (a) \$100 for every consecutive period of 24 hours; or
- (b) \$2,000 for a valid annual membership of the casino.

(2) All entry levies collected by a casino operator under subsection (1) shall be paid to the Singapore Totalisator Board within the prescribed time and shall be used by that Board for public, social or charitable purposes in Singapore.

## 5-2 マカオ

### (1) 法律

原文はポルトガル語による。

#### マカオ特別行政区 法令第 16/2001 号

##### 第 20 条

##### 分配金の支払い

- 1) 営業認可を受けた業者は、毎年分配金の支払い義務が課される。そして、各認可契約書に規定されることとなり、ゲームの認可テーブル数や開発されたゲームの内容、カジノの設置場所、さらには政府が規定する判断基準などが考慮され、営業認可を受けた各業者単位のカジノ数によって分配金の支払いが異なるものとする。
- 2) 政府は、分配金が月々支払われるよう規定することができる。
- 3) 政府は、契約上認可業者に課される分配金の支払いが保証されるよう、自主的な銀行保証（first demand - 請求払保証状）、もしくは政府によって受け入れ可能な他の物件の提供を要請することができる。

##### 第 22 条

##### 営業認可の受領者に対する他の責務

それぞれの認可契約書と同様に、現法令及び適用される法律に定められた他の責務に加え、認可受領者には以下の義務が課される：

- 1) 運営目的を順守し、もしくは認可された基準に則り、カジノのすべての関連施設及び付帯設備を正常に運営すること。
- 2) 認可基準に関連性がある法的及び契約上の責務に対する差し押え保証として、担保を提供すること。尚、第 20 条 3 項に関する保証がなされている場合、この担保は免除できる。
- 3) 規約のいかなる変更も、解約違反の罪に基づき、その承認は政府に委ねられる。
- 4) 正常運営に支障を来たす状況はどんな場合も政府に報告すること。例えば、流動性もしくは資金力に関連する事項、会社もしくは管理者に対する司法訴訟の有無、カジノにおける詐欺や暴力行為もしくは犯罪行為、及び組織の代表者もしくは保安軍隊を含む地区公共行政職員によって引き起こされた会社或いはその社会組織代表者らに対する敵対行為などは、いかなる内容であっても報告すること。
- 5) ゲーム営業の検証は、総収入を日々監督する機関に委ねられる。
- 6) ゲームサロンもしくはゲームエリアには、人々や所有物の安全を守るための監視及び監督用電子機器を設置すること。
- 7) 文化的、社会的、経済的、教育的、科学的、学術的、及び慈善的な特徴を備えた活動の振興・発展・研究を目的とした公共基金に対し、毎年ゲーム営業総収入の 2%を超えない金額の

寄付をすること。

- 8) 都市計画の発展向上、観光の振興、及び社会の治安に対し、毎年ゲーム営業総収入の 3%を超えない金額の寄付をすること。

## 第 27 条

### ゲームに関する特別課税

- 1) 許認可業者は、ゲームに課される特別税を支払う義務を負い、ゲーム営業の総収入に対して課される。
- 2) ゲームに課される特別税の税率は 35%である。
- 3) ゲームに課される特別税は、翌月の 10 日までに 12 分の 1 をマカオ官庁財務局へ支払うこととする。
- 4) 地域と許認可業者との間で、ゲームに課される特別税の最低保証額を契約の中で規定することができる。
- 5) 政府は、ゲームに課される特別税の月々推定額に匹敵する金額の支払いを保証する為の銀行保証を提供するよう要請できる。
- 6) ゲームに課される特別税についての疑惑は、税務強制執行の下で取り立てられることとなる。

## 第 29 条

### ゲームのプロモーターへ支払われるコミッションへの課税

- 1) 許認可業者は、ゲームプロモーターへ支払われるコミッションや他の報酬に課される税金について、業者の名義で源泉徴収を行う義務を負う。そして、ゲームをする人によって発生する総収入に沿って計算がなされる
- 2) ゲームプロモーターへ支払われるコミッションや他の報酬に課される税率は 5%であり、免除される性質を有する。
- 3) 公共の利益に基づく正当性がある場合、行政のトップは前項に関する税金の支払いを 5 年以上の期間で部分的に免除することができる。しかし、その免除は、税率の 40%を超えてはならない。
- 4) 公共の利益に基づく正当性ある場合、行政のトップはこの税金が発生する活動領域に応じ、ゲームをする人々への便宜を図ることによる報酬について、税の課税範囲から全額もしくは部分的に除外することを許可できる。但し、ゲームプロモーターによって利用が可能とされている交通、宿泊、食事、及び娯楽に限られ、各明細を付けること。
- 5) ゲームプロモーターへ支払われるコミッションや他の報酬に課される税金は、許認可業者によって翌月の 10 日までに 12 分の 1 をマカオ官庁財務局へ納付されることとする。
- 6) ゲームプロモーターへ支払われるコミッションや他の報酬に課される税金についての疑惑は、税務強制執行の下で取り立てられることとなる。

### 5-3 アメリカ合衆国ネバダ州（米国 NV 州）

#### （1）法律

Nevada Gaming Control Act（NV 州ゲーミング管理法）463 条がカジノ免許の発行に係る根拠法令となる。

（条文省略）

### 5-4 アメリカ合衆国マサチューセッツ州（米国 MA 州）

#### （1）法律

##### **Expanded Gaming Act**

##### **（周辺コミュニティ協定）**

Section 15. No applicant shall be eligible to receive a gaming license unless the applicant meets the following criteria and clearly states as part of an application that the applicant shall:

(1)～(8)省略

(9) provide to the commission signed agreements between the surrounding communities and the applicant setting forth the conditions to have a gaming establishment located in proximity to the surrounding communities and documentation of public outreach to those surrounding communities; provided, however, that the agreement shall include a community impact fee for each surrounding community and all stipulations of responsibilities between each surrounding community and the applicant, including stipulations of known impacts from the development and operation of a gaming establishment;

(10)～(16)省略

##### **（再投資の義務及び支出額）**

Section 21. (a) The commission shall prescribe the form of the gaming license, which shall include, but not be limited to, the following license conditions for each licensee. The licensee shall:

(1)～(3)省略

(4) make, or cause to be made, capital expenditures to its gaming establishment in a minimum aggregate amount equal to 3.5 per cent of the net gaming revenues derived from the establishment; provided, however, that a gaming licensee may make capital expenditures in an amount less than 3.5 per cent per year as part of a multi-year capital expenditure plan approved by the commission;

(5)～(25)省略

**(MA 州カジノ税の税率)**

Section 55. (a) A category 1 licensee shall pay a daily tax of 25 per cent on gross gaming revenues.

**(MA 州カジノ税の税収配分)**

Section 59. There shall be established and set up on the books of the commonwealth a Gaming Revenue Fund which shall receive revenues collected from the tax on gross gaming revenue received from gaming licensees. The commission shall be the trustee of the fund and shall transfer monies in the fund as follows:

(1)省略

(2) 100 per cent of the revenue received from a category 1 licensee shall be transferred as follows:

(a) 2 per cent of revenues to the Massachusetts cultural council of which one-quarter of the revenues received shall be dedicated to the organization support program of the Massachusetts cultural council and three-quarters of revenues shall be dedicated to support not-for-profit and municipally-owned performing arts centers impacted as a result of the operation of gaming facilities; provided, however, that funds dedicated to such performing arts centers shall be to subsidize fees paid to touring shows or artists; and provided further, that funding shall be appropriated through a competitive grant process to be developed and administered by the Massachusetts cultural council;

(b) 1 per cent to the Massachusetts Tourism Fund to fund tourist promotion agencies under clause (c) of section 35J of chapter 10;

(c) 6.5 per cent to the Community Mitigation Fund established in section 61;

(d) 4.5 per cent to the Local Capital Projects Fund, established in section 2EEEE of chapter 29;

(e) 20 per cent to the Gaming Local Aid Fund, established in section 63;

(f) 10 per cent to the Commonwealth Stabilization Fund established in section 2H of chapter 29; provided, however, that in any fiscal year in which the amount appropriated in line-item 7061-0008 of the general appropriation act, paid from the General Fund, or the amount of unrestricted general government aid paid from the General Fund, including lottery aid distribution to cities and towns as paid from the General Fund under clause (c) of the second paragraph of section 35 of said chapter 10 and the amount of additional funds distributed to cities and towns as additional assistance paid from the General Fund, is less than that of the previous fiscal year, up to 1/2 of the funds otherwise directed to the Commonwealth Stabilization Fund

under this section, up to an amount equal to the deficiency between said appropriations for the current and previous fiscal years, shall be transferred to the Gaming Local Aid Fund in addition to the 25 per cent under clause (e);

(g) 14 per cent to the Education Fund established in section 64;

(h) 9.5 per cent to the Gaming Economic Development Fund established in section 2DDDD of said chapter 29;

(i) 10 per cent shall be used for debt reduction through a program of debt defeasance and accelerated debt payments; provided, however, that this program shall be developed jointly by the state treasurer and the secretary of administration and finance and shall be implemented in compliance with state finance law; provided further, that this program shall prioritize the reduction of risk in the commonwealth's debt portfolio, but may also include payments to decrease the unfunded pension liability of the Pension Reserves Investment Trust Fund; and provided further, that the secretary of administration and finance and the state treasurer shall provide a written description of the program to the finance advisory board established in section 97 of chapter 6 for the board's review and comment before the program is implemented and shall file a copy of that description with the house and senate committees on ways and means and the house and senate committees on bonding, capital expenditures and state assets when it is submitted to the finance advisory board;

(j) 15 per cent to the Transportation Infrastructure and Development Fund established in section 62;

(k) 5 per cent to the Public Health Trust Fund established in section 58; and

(l) 2.5 per cent to the Race Horse Development Fund established in section 60.

## 5-5 フィリピン

### (1) 大統領令

#### **Presidential Decree No. 1067-A**

CREATING THE PHILIPPINE AMUSEMENTS AND GAMING CORPORATION, DEFINING ITS POWERS AND FUNCTIONS, PROVIDING FUNDS THEREFOR, AND FOR OTHER PURPOSES

WHEREAS, there is a pressing need for the government to tap potential resources from which funds can be generated to finance its many infrastructure and socio-civic development projects, particularly within the Metropolitan Manila area, intended to improve the living conditions of the residents therein; thus, promote

their welfare and insure healthy environmental growth;

WHEREAS, to complement the development of the tourist industry in the Philippines which has become one of the country's leading foreign-exchange earners, there is likewise a need to provide for more amusement and recreation places that can serve as additional tourist attractions for foreign visitors;

WHEREAS, to prevent the proliferation of illegal casino/s or club/s conducting games of chance in the rampant manner they were being undertaken before the advent of the New Society with no benefit or advantage to the government, there is a compelling need for the government to now intervene and institute thru an appropriate instrumentality the centralization of all games of chance authorized to be conducted throughout the Philippines for more effective control, direction and supervision:

(中略)

Section 1. Declaration of Policy. — It is hereby declared to be the policy of the state to centralize and integrate all games of chance not heretofore authorized by existing franchises or permitted by laws in order to attain the following objectives:

1. To centralize and integrate the right and authority to operate and conduct games of chance into one corporate entity to be controlled, administered and supervised by the government;

(以下省略)

#### **Presidential Decree No. 1869**

CONSOLIDATING AND AMENDING PRESIDENTIAL DECREE NOS. 1067-A, 1067-B, 1067-C, 1399 AND 1632, RELATIVE TO THE FRANCHISE AND POWERS OF THE PHILIPPINE AMUSEMENT AND GAMING CORPORATION (PAGCOR).

(中略)

SECTION 1. Declaration of Policy. — It is hereby declared to be the policy of the State to centralize and integrate all games of chance not heretofore authorized by existing franchises or permitted by law in order to attain the following objectives:

(a) To centralize and integrate the right and authority to operate and conduct games of chance into one corporate entity to be controlled, administered and supervised by the Government;

(b) To establish and operate clubs and casinos, for amusement and recreation, including sports gaming pools (basketball, football, lotteries, etc.) and such other forms of amusement and recreation including games of chance, which may be allowed by law within the territorial jurisdiction of the Philippines and which will: (1) generate sources of additional revenue to fund infrastructure and socio-civic

projects, such as flood control programs, beautification, sewerage and sewage projects, Tulungan ng Bayan Centers, Nutritional Programs, Population Control and such other essential public services; (2) create recreation and integrated facilities which will expand and improve the country's existing tourist attractions; and (3) minimize, if not totally eradicate, the evils, malpractices and corruptions that are normally prevalent in the conduct and operation of gambling clubs and casinos without direct government involvement.

(以下省略)

## 6. 目録（引用した文献、法令等）

### （1）シンガポール

CLAIR Report No.417 自治体国際化協会

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F68154e99b9dff0709017af14a9a046bc84d1e28dd78d01a8830c40441bfedd82ff50>)

ラスベガス・サンズ社 HP

(<https://www.sands.com/>)

ラスベガス・サンズ社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815ec7f3a2b1a82d74b0cccc69fa761188ab7969142e0803af9f07c3b3ef485578d>)

ゲンティン・シンガポール社 HP

(<http://www.gentingsingapore.com/#!/en>)

ゲンティン・シンガポール社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815ef4fad38ef63f650de57b638a9f82d448828c3af8d6db9c8b37a3884ed7e9364>)

Casino Regulatory Authority HP

(<https://www.cra.gov.sg/>)

シンガポール警察 HP

(<https://www.police.gov.sg/>)

National Council on Problem Gambling HP

(<https://www.ncpgambling.org/>)

Internal revenue Authority HP

(<https://www.iras.gov.sg/irashome/default.aspx>)

Totalisator Board HP

(<https://www.toteboard.gov.sg/>)

(2) マカオ

「平成 28 年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託」(東京都)

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815fac6be1edf6333a57342aabab0d7d878b5ee171e67ce1f49791e38a891327b6f>)

「マカオカジノと STDM」(日本国際情報学会誌 10 巻 1 号)

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F68157bed1f8868e4dfde7dcf7be9519d7c442bd1fb0418e7396f6a09f8fe65fab032>)

澳門特別行政区政府旅游局「Macao Tourism Industry Development Master Plan Comprehensive Report」Page 8, September 2017

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNA3D3E02A8B5C5e92482dc062d994155f09d8f4e386d1d2dadfb155464403c1c2ad7a7c6919bf>)

サンズ・チャイナ社 HP

(<https://www.sandschina.com/>)

サンズ・チャイナ社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815c8471bc531fe683627576c40f75eba0111f4f7478a45a8b0285623f7ef19b523>)

SJM “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F68150a23d7651a4a77c485ab0e47a9c7d3ce4262720b2aa2412baa570a38e8761293>)

ウイン・リゾーツ社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F68159c2a626ca1bd5aba91ccc1fd79fe1887d8b9ab4feb5af78da6baf35c00c22ce7>)

MGM チャイナ社 HP

(<http://en.mgmchinaholdings.com/>)

MGM チャイナ社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815cd310b4613843514cbb46fc3587ed7ebcdd8fee9656c0e5fa0672b8a63b89d90>)

ギャラクシー・エンターテインメント社 HP  
(<https://www.galaxymacau.com/en/>)

ギャラクシー・エンターテインメント社 “Annual report”  
(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815e7a9efee665ea7c8a8ebf16c6e18f501471b264af73095a584e56d592e94adea>)

Melco International Development, Ltd. “Annual Report”  
(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815f7c15af17810e12a4d30f7107742f51ac4cc181a2b5f50145afb5bfd640bbdce>)

メルコリゾート&エンターテインメント社 “Annual Report”  
(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815a40d4e7f0d5866afa131117cc8d3b9f7b9d029680f53446aa0d207cd79e02179>)

カジノ IR ジャパンニュースサイト  
(<http://casino-ir-japan.com/?p=16442>)

Gaming in Macau: overview Rui Pinto Proenca and Carlos Eduardo Coelho,  
MdME  
([https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/3-634-9931?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true&comp=pluk&bhcp=1](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/3-634-9931?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&comp=pluk&bhcp=1))

澳門特別行政区政府旅游局 (Macao Government Tourism Office) 「澳門旅遊業  
發展總體規劃(Macao Tourism Industry Development Master Plan)」  
(<https://masterplan.macaotourism.gov.mo/>)

博彩監察協調局 (The Gaming Inspection and Coordination Bureau) HP  
(<http://www.dicj.gov.mo/web/en/contract/index.html>)

- (3) アメリカ合衆国ネバダ州  
大川潤、佐伯英隆『カジノの文化誌 (中公選書)』中央公論新社, 2011.11  
(書籍のためリンク先なし)

ラスベガス・サンズ社 HP  
(<https://www.sands.com/>)

ラスベガス・サンズ社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815ec7f3a2b1a82d74b0cccc69fa761188ab7969142e0803af9f07c3b3ef485578d>)

MGM リゾート・インターナショナル社 HP

(<https://www.mgmresorts.com/en.html>)

MGM リゾート・インターナショナル社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F681544d8a238074e898af6ee05f01778352a2a8413b0298ba601af63b687d211d9a5>)

ウィン・リゾート社 HP

(<https://www.wynnresorts.com/>)

ウィン・リゾート社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F68159c2a626ca1bd5aba91ccc1fd79fe1887d8b9ab4feb5af78da6baf35c00c22ce7>)

シーザーズ・エンターテイメント社 HP

(<https://www.caesars.com/>)

シーザーズ・エンターテイメント社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F68159adc2c5939e398c979900fb861a94625b3a1d41333fc51c1e9e22a6612b1046b>)

IR ＊ゲーミング学会コラム 152

(<http://www.jirg.org/?s=152>)

(4) アメリカ合衆国マサチューセッツ州

マサチューセッツ州ゲーミング委員会 HP

(<https://massgaming.com/>)

Nikkei Asian Review “Malaysia unit to manage a Native American casino in Massachusetts” 2016年4月4日

(<https://asia.nikkei.com/Business/Malaysia-unit-to-manage-a-Native-American-casino-in-Massachusetts>)

The Herald News “Latest Mashpee Wampanoag land-in-trust decision elicits joy and dismay” 2018年9月8日

(<https://www.heraldnews.com/news/20180908/latest-mashpee-wampanoag-land-in-trust-decision-elicits-joy-and-dismay>)

Springfield Redevelopment Authority HP

(<https://www.springfield-ma.gov/planning/index.php?id=rfqarchive>)

MGM スプリングフィールド社 HP

(<https://www.mgmspringfield.com/en.html>)

アンコール・ボストン・ハーバー HP

(<http://www.encorebostonharbor.com/>)

(5) フィリピン

IR \* ゲーミング学会コラム 290

(<http://www.jirg.org/?s=290>)

SankeiBiz / 2018.2.28

(<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/180228/mcb1802280500002-n1.htm>)

Entertainment City HP

(<http://www.entertainmentcitymanila.ph/>)

ブルームベリー・リゾーツ社 Corporation HP

(<http://www.bloomberry.ph/>)

ブルームベリー・リゾーツ社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815d69a5d1621bfbed1ec2338010764bca785d2e31cdb9bdc24f6bb0d19da98b0d>)

メルコリゾーツ&エンターテイメント (フィリピン) 社 HP

(<https://www.melco-resorts-philippines.com/>)

メルコリゾーツ&エンターテイメント (フィリピン) 社 “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F681576ebe6106e266798e3bf4296b9130922bf587de02c7852906f65c5bf89f08854>)

タイガーリゾート、レジャー & エンターテイメント HP

(<https://www.tigerresort.com/en/>)

株式会社ユニバーサル・エンターテイメント HP

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815ac8ccaf1227aaddf3c3cde3d02cbe3b1b9f120f05656b02652197b795d184016>)

トラベラーズ・インターナショナル・ホテル・グループ “Annual Report”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F68159331d237004f5beffb34cddd94628f660080ced3f808b47494e8094830c1669c>)

PAGOR “ANNUAL REPORT”

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815eb202e8eb77fd1051e29c55688a87f1c126e5357320640945e1bcecec65ce481>)

The Official Gazette

(<https://www.officialgazette.gov.ph/>)

Chan Robeles Law Firm

<http://www.chanrobles.com/>

Republic of the Philippines House of the Representatives

<http://www.congress.gov.ph/>

(6) 韓国

「平成 28 年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託」(東京都)

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815fac6be1edf6333a57342aabab0d7d878b5ee171e67ce1f49791e38a891327b6f>)

IR \* ゲーミング学会コラム 260, 261

(<http://www.jirg.org/?s=260>)

(<http://www.jirg.org/?s=261>)

セガサミーホールディングス株式会社資料

(資料のためリンク先なし)

グランドコリアレジャー HP

([https://www.grandkorea.com:4333/main/default?LANG\\_TYP=JP](https://www.grandkorea.com:4333/main/default?LANG_TYP=JP))

Seven Luck Casino HP

(<http://www.7luck.com/main/default>)

High 1 Resort HP

(<http://www.high1.com/jpn/mainRoomIntro/html.high1>)

(7) フランス

IR \* ゲーミング学会コラム 219

(<http://www.jirg.org/?s=219>)

Thomson Reuter HP

[https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/9-634-](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/9-634-4247?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&comp=pluk&bhcp=1)

[4247?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true&comp=pluk&](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/9-634-4247?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&comp=pluk&bhcp=1)

[bhcp=1](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/9-634-4247?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&comp=pluk&bhcp=1)

グループ・バリエール HP

(<https://agbrief.jp/archives/company/groupe-lucien-barriere>)

厚生労働省 定例報告 2011~2012 年の海外情勢 フランス共和国

([https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN461A1081454A80316af9fae13](https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN461A1081454A80316af9fae13d0bfa28d52aea831b11f501ecb0b480ba93c4ad984f37d7ed42)

[d0bfa28d52aea831b11f501ecb0b480ba93c4ad984f37d7ed42](https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN461A1081454A80316af9fae13d0bfa28d52aea831b11f501ecb0b480ba93c4ad984f37d7ed42))

(8) オーストラリア

「平成 28 年度海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託」(東京都)

([https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815fac6be1edf6333](https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815fac6be1edf6333a57342aabab0d7d878b5ee171e67ce1f49791e38a891327b6f)

[a57342aabab0d7d878b5ee171e67ce1f49791e38a891327b6f](https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815fac6be1edf6333a57342aabab0d7d878b5ee171e67ce1f49791e38a891327b6f))

IR \* ゲーミング学会コラム 249

(<http://www.jirg.org/?s=249>)

Crown HP

(<https://www.crownresorts.com.au/>)

カジノ IR ジャパンニュースサイト  
(casino-ir-japan.com/?p=9896)

(9) オーストラリア

Australian Institute for Gambling Research, university of Western Sydney  
Macarthur (1999.10) "Australian Gambling Comparative History and  
Analysis"

(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN7E4626B22BEA3e01119372b7fdc0477289d5d9dc93d7566f01774868dbae2f96a7537e71a9e4>)

IR ゲーミング学会コラム 249  
(<http://www.jirg.org/?s=249>)

クラウン・リゾーツ社 H P  
(<https://www.crownresorts.com.au/>)

"A Guide to Australasia's Gambling Industries" Australian Gaming Council  
(<https://www.austgamingcouncil.org.au/agc-database>)

(10) オーストリア

IR ゲーミング学会コラム 232  
(<http://www.jirg.org/?s=232>)

カジノ・オーストリア・グループ "Annual report "  
(<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNC427F60F6815573ae5c785c27535f0172163d7a7a5e5215b79ffa56a395e0f2e10c6a778eae3>)